

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年9月7日（水曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後2時26分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局 次 長 植田 光一 局 長 補 佐 毛利 元		
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総 務 部 長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志 総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 入江 卓司 財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 市民税課課長補佐 谷本 泰志</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫 次長兼政策企画課長 戸田 昭弘 政策企画課課長補佐 平田 政志 政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 上田 貴洋 秘 書 課 長 山根康子郎 秘書課広報室長 松本 縁 情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史</p> <p>【市民生活部】</p> <p>市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明 地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 北村 貴子 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 宮谷 卓志</p> <p>【環境局】</p> <p>環境局長兼生活環境課長 国森加津恵 廃棄物対策課長 上田 光徳 廃棄物対策課課長補佐 西澤 直也</p>		

	<p>【総合支所】 佐治町総合支所長 下田 俊介 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 青谷町総合支所長 田中 隆志 青谷町総合支所副支所長 安達 典子</p> <p>【出納室】 会 計 管 理 者 中村 理人 出納室室長補佐 井上 拓也</p> <p>【市議会事務局】 事 務 局 長 保木本英明 事 務 局 次 長 植田 光一</p>
傍 聴 者	3人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時59分 開会

【総務部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 それでは、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部の議案説明、報告、請願審査、その後、企画推進部の議案説明、報告、続いて、市民生活部の議案説明、報告、最後に出納室・市議会の議案説明、報告という流れとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに、乾部長に御挨拶をいただきたいと思ひます。乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。

（ ） おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。まず、本日、この委員会に出席予定でありました危機管理部長でございますけれども、昨日の台風11号の関連の被害調査等に現在当たっておりますので、欠席となっておりますことをおわび申し上げます。そして、その台風11号関連でございますけれども、農林関係被害及び公共施設、公共土木被害等を、現在鋭意情報収集中でございます。その対応等については、また改めて御報告させていただきたいと考えております。

本日の委員会でございますけれども、まず、一般会計補正予算の関係の議案、そして、条例関係の議案が2本ございます。そして、報告議案が2件と、その後、総務課、財産経営課の報告事項が1件ずつございます。このうち、一般会計補正予算の関係ですけれども、本市のこの9月定例議会での補正総額8億7,027万1,000円という規模になっておりますけれども、本日御説明申し上げます総務部、税務・債権管理局の関係でいきますと、1億1,364万1,000円という規模になってございます。御説明丁寧にさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案の説明に入ります。議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしく願いをいたします。それでは、議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）でございます。所管に属する部分でございます。資料のほうは、A4横の資料1でございますので、そちらのほうを御覧になっていただきたいと思います。それ以外に、予算書のページ、それから事業別概要、こういったものも参考に御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、予算資料のほうの2ページでございます。款・項、国庫補助金、目が総務費国庫補助金でございます。こちら、今回の補正予算に計上いたします交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。こちら1億8,848万8,000円ということになります。具体的には、今回の補正予算で上げております10の事業、これから説明をいたします職員費、それから保健所の体制強化、こういったものに活用していきたいというふうに考えております。補正後額としましては、15億5,939万9,000円ということでございます。

その下でございます。款・項・目、繰越金でございます。前年度繰越金でございます。こちらは、補正額が3億3,481万円ということになっております。こちら、今回の9月議会で決算認定をいただくということにしております。その中の実質収支額が確定をいたしました。そのうちの今回の補正額に必要なものを計上させていただくというものでございまして、今回の一般財源で、必要額は3億3,481万円で、補正後額は16億6,340万1,000円ということでございます。ちなみに、実質収支額、これが前年度繰越金の総額でございますが、29億8,266万1,000円でございますので、残り残額が13億1,926万円でございます。こちらは、今後の補正予算に計上していきたいというふうに考えております。以上が歳入でございます。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。よろしく申し上げます。続きまして、歳出の説明をさせていただきます。3ページを御覧ください。予算書ページ24ページ、事業別概要13ページ上段でございます。総務費、総務管理費、一般管理費、職員費（一般職）、新型コロナウイルス感染症対応職員費でございます。補正額は、1億1,119万5,000円の増額でございます。こちらは、新型コロナウイルス第7波によります感染者の急拡大を受け、対応する職員の時間外勤務手当の増額補正をお願いをするものでございます。財源は、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用するものでございます。

その下ですが、続きまして、同じく予算書24ページ、事業別概要書13ページ下段でございます。人事管理費、事務費の一般事務費でございます。補正額は1万円でございます。こちらは、退職の手当に係る源泉所得税等の支払い手続遅延により生じた延滞税等でございます。本来給与等を支払った翌月の10日までに源泉所得税等を納付しなければならないところを、手続の遅延によりまして、延滞税が発生したというものでございます。内訳としましては、所得税の延滞税が6,900円、それから、市・県民税の延滞金が3,000円、合計9,900円でございます。内容のほうは以上です。

◆吉野恭介委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。よろしくお願ひします。私のほうからは、目財産管理費、庁舎管理費の本庁舎維持管理費を説明させていただきます。予算書は24ページ、事業別概要書は14ページを御覧ください。本庁舎の1階の福祉総合窓口につきましては、西側、駐車場側にありますが、駐車場から来られるお客様が、窓口の後ろを多く通られるという動線になっております。個室であります相談室も活用しながら、市民の皆様相談等を伺っているところですが、このたび手前の3か所につきまして、L型の仕切りパネル、こちらを設置しまして、相談環境の充実を図りたいということを考えております。また、冬場、冬季におきまして、自動ドアが開く際に、冷たい風がよく入ってくるというような声も聴いておりますので、こういった冷気対策も図れると考えております。事業費につきましては、111万6,000円を計上しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。資料は、同じく3ページ、一番下段でございます。徴税費、税務総務費、固定資産評価審査委員会費でございます。補正予算書は24ページの下段、事業別概要書は15ページ上段となります。本件につきましては、令和2年度の固定資産、土地の評価に関しまして、価格が高いとして、納税者の方から固定資産評価審査委員会へ審査の申出がございました。当委員会で審査をいたしまして、相手方の主張を一部容認して、審査決定を行いました。しかしながら、相手方が令和3年度に、この審査決定に不服があるということで、この決定の取消しを求める訴訟を提起され、係争中であつたのですけれども、本年7月22日に、相手方の請求を棄却する判決、本市の審査委員会の主張が認められた判決が下されましたので、弁護士への成功報酬88万円を計上させていただくというものです。

また、この本事案につきましては、相手方から控訴がなされましたことから、第2審の訴訟対応といたしまして、弁護士に委託するに当たり、その着手金44万円、合わせて132万円を補正計上させていただくというものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。続きまして債務負担行為の予算になります。予算書につきましては、11ページの一番上段、事業別概要は45ページになります。鳥取市役所旧本庁舎・第二庁舎（解体）に係る地盤変動影響調査業務費（事後調査）になります。こちらは、いわゆる工損調査に必要な経費になります。現在、進めております旧本庁舎・第二庁舎の解体工事を行うに当たりまして、着工前に調査を行って周回家屋、こちらにつきまして、損傷等が生じていないか、解体工事完了後に調査を行うものです。事業費は3,788万4,000円になります。解体工事が12月末に完了予定ですので、完了後、速やかに着手するものとしまして、翌年の1月～10月にかけて、調査また説明を行っていくものです。事前に調査を行いました業者と随意契約を行う予定でして、制度上お支払いすることができます前払い金は、業者のほうから不要だというふうに伺っておりますので、債務負担行為として、後年度に全額を計上しております。もしも工事による振動等によりまして、対象の家屋に損傷等が生じていた場合につきましては、損害補償金をまた後ほど予算計上させていただきますので、またよろしくお願ひいたします。

議案題 112 号の説明につきましては、以上となります。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 資料請求をしたいんですけども、L字型の窓口ブースのどこなんですけど、どこら辺にどんなものを設置するのかっていうのを、分かりやすい資料を、次回の委員会までに、できたらタブレットでいいので、ちょっと皆さんに流していただけたらと思いますが、お願いします。

◆吉野恭介委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。はい。分かりましたので、用意させていただきます。よろしくお願いします。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしくお願いします。そのほかありますか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、ここで説明の終了した部署は退席してもらって結構でございます。よろしくお願いします。

議案第 121 号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第 121 号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、執行部説明をお願いいたします。塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。続きまして、付議案のほうの説明をさせていただきます。資料のほうは、令和4年9月市議会定例会付議案の冊子と、それから資料2を御準備いただけたらと思います。説明のほうは、資料の2のほうで説明をさせていただきます。はぐっていただいて、資料の2ページでございます。議案第 121 号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の目的は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の整備を行うものでございます。

改正の内容としましては、その2番のところにあります。が、(1)～(4)まで、大きく4つございます。まず(1)でございます。育児休業の取得回数が、現行原則1回というものから原則2回に変更されることに伴い、再度の育児休業取得時に必要であった育児休業等計画書に係る規定が削除ということになります。これによりまして、育児休業等計画書による申出が不要ということになります。

それから、米印のところですが、育児休業の取得は、正職員が子供が3歳に達する日まで、非常勤職員が子供が原則1歳に達するまで取得が可能というものでございます。ここでいうところの非常勤職員の範囲ですけども、非常勤職員は、再任用短時間勤務職員、それから、任期付短時間勤務職員、それから会計年度任用職員というものが非常勤職員というものになります。

続きまして、(2)でございます。非常勤職員について、育児休業の取得要件を緩和する改正でございます。子供の誕生日から57日、これは産後8週間の期間内ですけども、この57日以

内に育児休業を、産後パパ育休というふうに申します。この取得要件の緩和ということでございます。現行は、子供が1歳6か月に達する日までに、任期が、ここに難しく書いてありますけども、任期が満了しないであろう方、それから、任期があるであろうという方が要件であったんですけども、改正後は、子供の出生日から57日間、先ほど申し上げた産後8週間の期間の末日から6月を経過する日までに任期が満了しないであろう方、任期がある方というのが取得可能ということで、改正前18か月ぐらい任期が必要であったんですが、改正後は、8か月という短い期間でも、期間の任期の方でも取得が可能ということで、取得要件を緩和するということでございます。

それから、3ページに行きまして、(3)でございます。こちらも、非常勤職員についての改正でございます。子供が1歳以降に育児休業をする場合に、柔軟な取得を可能にするというものの改正でございます。現行は、1歳以降の育児休業について、1歳到達日まで、職員または配偶者が育児休業をしており、そこから日を空けずに、引き続き育児休業を取得する場合しか取得が認められなかったというものでございますが、改正後は、1歳到達日以降、配偶者と交代で取得が可能となったり、それから、1歳到達日に育児休業をしていない場合も取得が可能になったり、また1歳到達日の翌日以降からの取得も可能、それから、1歳到達日以降の複数回の取得も可能ということで、柔軟に取得が可能にすることができるということになったものでございます。

それから、最後一番下の(4)でございます。再度の育児休業の取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものというものでございます。こちらのほうは、改正後は、現在非常勤職員に限ってこういった規定がされておりましたけども、非常勤職員に限らず、任期がある任期付職員も同様の扱いとするということの方が規定されましたので、そちらを改正するものでございます。

この条例の施行期日は、令和4年10月1日を予定をしております。審議のほうよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

本日の委員会は説明のみであります。委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、次に行かせていただきます。

議案第122号鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第122号鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部改正について、執行部説明をお願いいたします。塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課の塩谷です。続きまして、資料の2の15ページをお開きください。議案第122号鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の目的は、地方公務員等共済組員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでござ

います。

改正の内容は、法律の一部改正に伴いまして、令和4年10月1日から、短時間勤務職員、これは再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、それから会計年度任用職員、これは、週20時間以上の者ですが、鳥取県市町村職員共済組合の組合員ということになります。こちらのほうは、短期給付と福祉事業の健康保険部分、こういったものの適用を受ける組合員ということになります。この条例において、職員の定義は、地方公務員等共済組合法の適用を受ける職員と規定しておりますが、鳥取市の互助会職員規約の中では、鳥取市職員互助会の会員は、常時勤務する職員と限定していることから、短時間勤務職員を鳥取市職員互助会の適用対象外というふうに定めるものでございます。

施行期日は令和4年10月1日。

参考としまして、(4)その他で、鳥取県市町村職員互助会も、短時間勤務職員を適用対象外と定めているというのを参考につけております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしとして、次に参ります。

報告第16号令和3年度の決算に基づく健全化判断比率について（説明・質疑）

報告第17号令和3年度の決算に基づく資金不足比率について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。まず、報告第16号令和3年度の決算に基づく健全化判断比率について、そして、報告第17号令和3年度の決算に基づく資金不足比率についてを一括して執行部説明をお願いいたします。河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、報告第16号、第17号、併せまして御説明をさせていただきたいというふうに思っております。付議案のほうは65ページ、それから67ページのほうで、議案のほうの報告をさせていただいております。本日御説明させていただくのは、決算資料でお配りをしております資料3、右肩資料3でございます。令和3年度決算に基づく健全化判断比率についてというところでございます。こちらの資料に沿って御説明をさせていただきたいというふうに思います。資料の3でございます。1ページ目に書いてあります、この法律の趣旨でございますので、こちらはちょっと割愛をさせていただきたいというふうに思います。それでは、2ページをおはぐりください。

こちら2ページは、今回お話をさせていただきます4つの指標でございます。こちらの範囲を、それぞれの会計の範囲を示してのものでございます。まず、実質赤字比率でございますが、こちらは一般会計、それから特別会計、6つの特別会計、これは一般的にどこの市も持っている会計ということで、一般会計等の中に入れて全ての赤字を指標として表すというものでございます。それから連結実質赤字比率、こちらは公営事業会計が4、それから公営企業会計が8ということございまして、こちら先ほどの実質赤字比率同様に、黒字・赤字の判断ができません。

すので、ここは赤字がどうかということを見るということでございますので、これを連結して見るという表になります。それから3つ目の指標でございます実質公債費比率、こちらは公債費、いわゆる借りている借金の償還に当たるものでございます。この実質的な公債費の比率を見るというものでございますので、先ほど説明した一般会計から公営企業会計まで含めたものプラス、ここでは一部事務組合、東部広域とかの、例えば可燃物の処理施設の公債費、こういったものも今後入ってくるということでございますので、こういったものも全て含めて、実質公債費比率というのは算定するというものになります。それから、4つ目の指標でございますけれども、将来負担比率ということで、こちらは、先ほどの会計に併せまして、土地開発公社とか、本市が持っている外郭団体全ての債務を、将来にわたってどれぐらいの負債があるということをお示しをするものでございます。こちらが4つの指標になります。それから、最後にもう一つでございますけれども、資金不足比率というのは、公営企業会計、いわゆる赤字・黒字というものではなくて、資金がどうかという、こういったものを示すものでございまして、これが5つ目の指標ということでございます。

それでは、3ページのほうでございますけれども、実質赤字比率につきましては、全ての会計において黒字ということでございますので、これを横棒での表現ということになっております。実際の額としましては、四角の中に入っております30億6,884万9,000円ということで、この黒字額を計上したものであるということになっております。

それから、連結実質赤字比率でございますが、こちら、全ての会計において黒字ということでございますので、横棒の表示ということになります。実際の額としましては、129億6,181万9,000円ということでございます。

それから、4ページでございます。4ページは、実質公債費比率でございます。結果的に、本市の令和3年度の実質公債費比率は8.9%ということございまして、こちら、令和2年度の9.6%から0.7ポイント改善ということになっております。具体的には、四角の中にあります表に基づいて行いますが、一番大きな額を占めるのが地方債の元利償還金、いわゆる一般会計等の公債費ということでございますので、額としましては、ここにはありませんが、95億5,406万7,000円という額が計上されておりますので、これが大きなものを占めるということでございます。これプラス、下水道の、あるいは水道事業にあります公債費、こちら、一般会計からの繰り出しで負担をしておりますので、こういったものは足していくと。併せまして、東部広域のほうも足し込んでいくということございまして、全体としましては、この令和3年度の単年のところの括弧の中でございますけれども、128億8,383万9,000円、こちらが公債費、本市が持っている公債費ということになります。ここから、いわゆる交付税で算入されるもの、基準財政需要額に算入されるものでございます。こちらが、92億3,215万3,000円でございますので、こちらを控除したものの、引いたものが36億5,168万6,000円と、これが分子になるということでございます。

それから、分母のほうにつきましては、括弧の中でございますが、528億5,422万9,000円、これが本市の標準財政規模ということでございますので、ここから、先ほどの交付税で算入されるもの、同額でございますけれども、92億3,215万3,000円を引いたものでございますので、

これが436億2,207万6,000円と、これが分母になるということでございまして、これを計算しますと、令和3年度は、下のほうにあります8.37119%ということで、令和3年度の単年度でいきますと8.37と。この実質公債費比率、3か年の平均でございまして、3か年の平均すると8.9ということで、前年度より0.7ポイントの改善であったということでございます。

続きまして、5ページでございまして。こちらは、将来負担比率でございまして、結果的に、本市の場合は63.8%ということで、令和2年度の68.4%より4.6ポイント改善ということになっております。こちらのは、いわゆる分子に当たる将来の負担額というのは、本市がこれから負担していくべきものということでございまして、下の①番から⑩番までということになります。具体的には、①番は、一般会計等が持っている地方債の現在高ということでございまして、本市の場合は、ここが一番大きな額を占めてございまして、現在の地方債の残高は1,160億9,451万円ということで、1,160億のものを起債の残高を持っているというものでございまして、これが①番でございまして。それから、②番は債務負担行為で、準ずるものということでございまして、これは僅かでございます。5億5,000万ということでございまして。それから、③番が一般会計以外ということで、先ほども少し説明しましたが、下水道事業、それから水道事業、病院事業、こちらに繰り出すべきものの地方債の残高ということでございまして、こちらが多くありまして、383億円ということでございまして。これが③番ということでございまして。それから、④番が東部広域、こういったところでございまして、こちらが約20億でございます。それから、⑤番の退職手当支給予定額ということは、こちらは本市が抱えております一般職員、大体1,246人ということになりますが、この職員が全て退職した場合に支払うべきものということになってございまして、こちらが89億3,787万4,000円ということで、90億円弱あるというものでございまして。あと、⑥番が土地開発公社が今抱えている債務ということで、20億4,600万円ほどあるということでございまして。あとは、⑦番・⑧番等につきましては、本市の場合はゼロということでございまして、⑨番・⑩番、先ほど言いましたように赤字がございませんので、全てゼロということで、全て足したものが、上の四角の中の括弧でございまして、1,679億3,822万8,000円ということでございまして。ここから、先ほどと同様でございますけれども、将来入ってくるだろうと思われる普通交付税の基準財政需要額ということでございまして、これが1,400億9,703万7,000円ということでございまして、こちらを引いた残り、本市の純粹の将来の負担額が278億4,119万1,000円ということでございまして、こちらが分子になるということでございまして。先ほどの実質公債費比率の分母と同じように、標準財政規模から交付税の算入の部分の引いて、分母としましては436億2,207万6,000円ということでございまして、これを算定しますと63.8%ということになります。こういったもので監査のほうの審査を付した上で、今回御報告をさせていただくものということでございまして。

それから、⑤番になります。6ページでございまして。こちらは、報告第17号のほうになりますけれども、それぞれの会計において、資金不足額があるかないかということをお示しをさせていただいているものでございまして。この公営企業会計につきましては、赤字というところの表示ではなくて、いわゆる資金不足があるかどうかという計算になるわけございまして、どの会計においても資金不足は発生していないということでございまして、本市の場合は、全て

横棒ということになっております。

7ページは、平成27年度からの推移ということをごさいますして、特に、実質公債費比率につきましては、12.1から8.9%まで、毎年着実に減少ということをごさいますし、将来負担比率も、平成27年度78.4%をごさいますましたが、令和3年度は63.8%ということ、着実に減少ができていたということをごさいます。

それから、8ページは、資金不足比率の平成27年度からのものをごさいますますが、こちらも全て資金不足になっていないということをごさいます。以上、指標の説明をごさいます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。

個人情報保護制度の見直しについて（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いての報告になります。個人情報保護制度の見直しについて、執行部説明をお願いいたします。有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。総務課公文書管理室の有元をごさいます。資料のほうは、資料2、18ページ御覧いただきたいと思ひます。令和5年4月の個人情報保護法の施行に併せまして、鳥取市の個人情報保護制度の見直しを進めておりますので、その経過について説明させていただきます。

7月に、鳥取市情報公開制度等審議会を設置し、条例の整備内容について検討を進めておひまして、ある程度方向性が出ましたので、9月15日からの市民政策コメントにおいて、市民の皆様のお意見を頂こうと思ひておひます。条例案につきましては、12月定例会に提案する予定としておひます。

次に、見直しの内容をごさいます。1の個人情報保護法施行条例につきましては、法律の施行に必要な部分について定めることとなります。内容につきましては、（1）をごさいますますが、本人開示等請求における手数料につきましては、情報公開の推進の観点から、現行どおり手数料は無料として、写しの作成及び送付に要する費用の負担を求めるとしたいと思ひます。

それから、（2）をごさいますますが、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料についてをごさいますますが、匿名加工情報の提案制度につきましては、政令都市以外の実施は任意となっております。知見を持った人材の確保などが課題となつておひまして、個人情報の適正な取扱いを確保する必要があるため、本市においては制度の導入はせず、手数料については条例で規定しない方向で思ひておひます。

次に、（3）の条例要配慮個人情報の内容についてをごさいますますが、要配慮個人情報は、法律で定められた以外のものについて、地域の特性、その他の事情により、条例で定めることができますが、本市の要配慮個人情報は、法律と同じ定義で運用しておひまして、地域の特性等に

より、条例で定めるべき具体的な記述は見当たらないため、現時点では規定しない方向で考えております。

それから、（４）個人情報取扱事務登録簿作成・公表に係る事項についてでございます。個人情報取扱事務登録簿は、本市で現在作成しておりますけれども、個人情報を取り扱う事務ごとに、目的や対象の範囲、取り扱う項目等を登録しております。今後も継続することもできますけれども、改正法において、個人情報のファイル単位で作成する個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられたことから、登録簿のほうは廃止して、個人情報ファイル簿のほうに移行したいと考えております。

それから、（５）の開示等請求における不開示情報の範囲についてでございますが、情報公開条例との整合を図るための規定を、条例で追加することが認められております。鳥取市情報公開条例で規定している不開示情報で、法律にない条文がありますが、法律の中の不開示情報で開示・不開示が判断できるため、規定の追加は行わない予定でございます。一方で、法律にあつて条例にない条文や、法律と条例の範囲に違いが見られる部分があります。これらにつきましては、情報公開条例の規定を見直し、情報公開制度と個人情報保護制度の整合を図りたいと考えております。

次に、（６）になります。開示請求等の手続につきましては、開示決定等の期限については、改正法では30日以内となっておりますが、鳥取市では、現行どおり15日以内というふうに規定したいと考えております。

次に、（７）の審査会の諮問の関係ですが、法律で新たに規定されました個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合について、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる仕組みを導入したいと考えております。

続いて、次のページになります。（８）でございますけれども、法の適用範囲から議会が除かれるため、議会も条例の対象からは除きたいと考えます。それから、②ですけれども、開示請求等の運用状況については、引き続きホームページ上で公表したいと考えております。

それから、続いて、２の審査会条例のところになりますが、審査会の所掌事務についても、先ほどの１の（７）と関連しますけれども、同様に改正したいと考えております。

それから、３番の情報公開条例につきましては、先ほどの（５）と関連しますが、不開示情報について、法律との整合を図るための改正を行いたいと考えております。具体的な内容につきましては、次に表をつけておりますので、参照していただけたらと思います。説明のほうは以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。お尋ねをします。（５）情報公開条例の規定を見直し、個人情報保護制度と情報公開制度の不開示情報の整合を図るところですけれども、これに向かうための審議会等との関係性がちょっと分かってなくて、公文書管理室内の職員の方が、この整合を図るために知識を持ってされて審議にかけるのか、一からもう審議会の有識というか、

そういったものを頼って見直しに当たるのか、どのようにされていくのかを、もう少し分かりやすく教えてください。

◆吉野恭介委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室の有元でございます。本市におきましては、鳥取市情報公開制度等審議会というものを設置しております。この中で、情報公開制度と個人情報保護制度を、併せて審議していただくというような仕組みにしております。この今回、個人情報保護制度について、見直しについて審議していただいているところでございますけれども、情報公開制度と個人情報保護制度の整合を図らなければいけないという部分が、その開示請求の部分でございますけれども出てきておまして、その不開示情報の件につきましても、その審議会の中で同様に審議していただいているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。私が心配することもないのかもしれませんが、素人考えとしては、これから個人情報保護制度等は、より複雑化していくことが懸念されます。市役所庁内においては、法制係の方をはじめ、情報に精通の方がおられるのは承知しておりますが、よりこの情報公開制度等に見識のある職員の方の確保であったり、審議会のメンバーの選定を図られていかれてはどうかと思います。以上、意見です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか、質疑。伊藤幾子副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 9月の15日から20日間ですかね、このパブコメにかけられるっていうことなんですけど、今回、この個人情報保護法の施行条例をつくるに当たって、委員を、一般の公募委員を募集して、この検討をしていくっていう中で、その一般の公募の委員さんが集まらなかったっていうことで、再度募集をかけたけど集まらなかったっていうことで、その中で委員会を開いて、こうやって検討をされてきたというふうに理解してるんですけど、そういった中で、パブコメをかけるんだけど、果たしてどれだけの方に意見を出していただけるのかなっていうのがあって、ホームページ等々でお知らせはするんでしょうけれども、あえてですね、あえて例えば時期がどうか分かんないけど、例えば地域振興会議だとか、いろんな会議がありますよね。そういうところに、こう積極的にこういうことをパブコメかけてますので、ぜひ、ちょっと、もしよかったら御意見下さいみたいなような、そういった働きかけっていうのを考えるのでしょうかっていう。ぜひ、そういう呼びかけは、積極的にしていただきたいなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。そうですね。今のところは、そういったことは考えてはなかったわけですが、そういったところも含めて、広くこれ周知しまして、意見のほうを伺いたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 意見を出してくださるか出してくださらないかは、その方次第なので、もうそこは、もう呼びかけとして、もうあらゆるところに機会があるときに、やっぱり意識をし

て、それはしていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑、御意見ありますか。

鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎解体（地階）工事の進捗状況について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、次に参ります。次の報告事項です。鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎解体工事の進捗状況について、執行部説明をお願いいたします。濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。引き続きまして、横の資料の2の21ページと22ページになります。鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎解体（地階）工事の進捗状況ということで説明させていただきます。

旧本庁舎と第二庁舎の解体につきましては、旧本庁舎部分と第二庁舎部分、これを別発注としております。また、地上部分と地階部分、こちらも別、時期を分けまして発注しております。合計4本の工事で進めております。当初、今後定めていきます跡地の利用方針、こちらに従いまして、交付税など有利な財源を利用して撤去することが検討できるよう、地上部分と地階部分を分けまして、令和3年7月より、地上部分の解体に着手しました。その後、12月に、震災時の避難地及び復旧活動の拠点となり得る緑あふれる広場を中心としたオープンスペースとして活用し、広域から人が集う憩いの場としてにぎわいを創出するという跡地活用の一定の方向性が示されたことによりまして、経費面、施工面等を考慮しまして、地上部分に引き続きまして地階部分の解体工事に、令和4年3月に着手しております。地上部分につきましては、本年6月に完了をしております。このたび報告させていただきますのは、地階部分になります。21ページには旧本庁舎、22ページには第二庁舎の8月末の状況を写真で掲載させていただいております。

最初に、22ページの第二庁舎のほうですけれども、こちら、工期を10月末としております。8月末の進捗状況は31.1%となっております。写真で見ていただくとおり、周辺の家屋に、かなり隣接した位置での工事となっておりますけれども、こちら順調に進んでおりまして、10月の工期内には完成ができるものと考えております。

21ページの旧本庁舎につきましては、こちらは、これ面積も広いですので、12月末の工期としております。現在の進捗は12.6%となっております。現在の状況が、この地階部分を解体する場合に、この写真に写ってます茶色の鉄の細いものがありますけれども、これ矢板といいまして、これを垂直に打ちまして、解体する地階部分を1回囲みます。囲みまして解体を進めていって、崩れないようにするのですが、この矢板の打ち込みが、地盤が水分のない締まった粘土質になっておりまして、想定しておりました工法での施工がちょっと困難になったということが途中分かりまして、矢板を打ち込む工法変更を、実は行っております。この工法変更を行ったことによりまして、工期と契約金額にちょっと影響が出るかなという可能性が出てきております。これは10月末をめどに精査を行う予定としておりまして、この旧本庁舎の解体につきましては、議会の議決を経て進めております。変更契約が必要になりましたら、また変更契約の議案を上程させていただく予定としておりますので、また今後の議会におきましての審議を、審議していただく際にはよろしくをお願いいたします。

今後も、安全や騒音等に配慮しながら、また本跡地の活用に速やかにつなげていくことができるよう、引き続き工事を進めてまいりたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 こういった工事を進めていく上に、やはり振動、周辺の家屋等の振動ということが一番心配するところですよ。それで、うちなんかはJRとかが走ったりして、風呂のタイルにひびが入ったりということが、長年の間には起きる可能性というのが非常に大きいんです。それで、やはり周辺のそういった民家、家屋等に、事前に家の中の現状みたいなものを調査して、後でこういう状況になったというような、やっぱり物的証拠というものが当然必要になってくるんじゃないかなと思うわけですが、そういった点はどのように対処をされているのかお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財政経営課、濱岡です。先ほど、私のほうで説明させていただきました予算の中で、債務負担行為で、工損調査の事後調査というものを上げさせていただいております。こちらが、先ほどもおっしゃられましたが、工事後の調査でして、事前に調査をしておりますので、もしそこで建物に損壊等ございましたら、補償のほうはさせていただくということで、まずは工事完了後に調べる予算を、このたび計上させていただいているところで、よろしいでしょうか。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。星見委員。

◆星見健蔵委員 了解です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見はありますか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません。ちょっと今説明で、工法変更が発生するかもしれないという想定で、追加予算を考えられるということだったんですけども、もともと、これ地質調査といますか、締まった粘土質の地盤だったということで、工法変更をということですけども、もともとそれ、どういうふうにするかということは当然想定した、こういう工法でいこうとかいうことを考えたときに、当然地質の調査とかはされるべきものだろうなど、私思うんですけども、それはされてなかった。実際予算とか組んで、それからこういう工法で、じゃあそれには地質調査が要るからってことで、後から調査をされて、実質地質がこういう状態だったから、こういうふうになる、変更になる可能性がある、ということになったわけでしょうか。でも、素人的に考えると、そういうことって、あらかじめもう想定した上で、確かにもうそれをやった上で、想定外のことだったら、それは仕方ないと思いますけどもね。もし、先にそれが最初の時点でされてなかったんだしたら、これちょっとどうなんだろうかなと思ひまして、ちょっとその辺聞かせてください。

◆吉野恭介委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財政経営課、濱岡です。このたび解体工事をするに当たりまして、専用の地質調査というのは、実は行っておりません。本庁舎を建てるときに地質調査を行っておりますので、そのデータを基に工法を検討しております。改めて、また別の経費を用い

て調査ということまではしておりません。ただ、前回の調査を基に、この工法でいけるじゃないかということの判断で進めておったということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見がありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。こちらの事業にかかわらず、例えばこの同じような状態の物件といたしますか、事案がある場合も、やっぱり同じような、そういう考え方で今後もされるということですかね。その辺り、すみません、お願いします。

◆吉野恭介委員長 はい、濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財政経営課、濱岡です。そうですね、ちょっと特殊な事例があるかどうか、ちょっと私も把握できてませんが、通常でしたらデータがありますので、新たにすることはないということを進めておりました。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑、御意見ありますか。よろしいですか。それでは、次に請願審査に入りますが、執行部の方は、ここで退席いただいても結構でございます。

令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、続いて請願審査に入ります。令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、意見を求める前に、紹介議員がおられますので、秋山委員から説明を、まず受けたいと思います。秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。この請願の内容について、若干御説明申し上げ、皆様の御理解を賜りたいと思います。自治体で働く非常勤職員は、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっています。例えば、鳥取市本市においても、正職員の方は1,300人、また非常勤の方たちは1,200人ぐらい、おおむね約2,500人の方々がおられまして、本市の行政サービスを維持する上で、この皆様方がおられないと維持できない、あるいは、行政サービスが充実していかないという状態にあると思っております。そして、この非常勤職員の方たちの、特に1年間の収入が低いということから、これを引き上げるために、2年前、2020年4月から、国のほうが会計年度任用職員制度をスタートし、収入を増やす手当が始まりました。内容といたしましては、一時金ということでお支払いの内容なんですけど、もともと職員の方には、一時金としては、期末手当と、6月・12月に支払われる期末手当と、それから、同じく6月・12月に勤勉手当というものも支払われております。例えば正職員の場合でしたら、今言いました期末手当は、6月1.2、12月1.2、合計2.4か月分、また、正職員の方の勤勉手当は、6月は0.95、12月は0.95で、合計1.9。その2つを合わせますと、4.3か月であります。今の2年前にスタートした、この会計年度任用職員の方たちは期末手当しか支払うことができない内容となっております。したがって、箇月は同じであります、期末手当は6月の1.2、12月の1.2、合計2.4か月が支払われておりますけれど、前段に申し上げました勤勉手当に相当する1.9か月分というのが支払いの対象になっていません。

前段に申しあげましたように、非常勤職員の方の仕事内容も正職員と変わらないように、責任のある内容とか、あるいは、この人たちがいないと行政サービスを維持、向上させていくことには大事な方たちだということで、人材の確保ということも、大きな大事な今後の取組の内容だと思えます。

そのために、今申しあげました、支払うことができていない勤勉手当を払うと、そのことによって、1年間の収入をさらに増額をしていくということが大事だと。それをしようと思えば、国の2年前に始まったこの制度、法律を変えていかなければならないと、地方自治法を変えていかなければならないということで、最初の1番目にうたっておりますのは、地方自治法第203条の2、第204条の改正というのは、そういう意味合いのことでありまして、この法律は、現行では、繰り返しますけれども、期末手当しか払うことができない、勤勉手当は払えないので、払うために法律を改正をしなければならぬので、法改正を求めたいということです。

2番目の内容の財源の確保のことにつきましては、もともと2年前に、これが始まるときに、国のほうの法案の内容、提案をする前の内容としましては、総務省の法案準備段階では、今申しあげました、払うことができないことになるとる勤勉手当の支給も払えるような法案であったけれども、地方三団体、全国知事会・全国市長会・全国町村会から、その内容について払えるようにしてあった案がですね、財源上不足して困るので、それは外してほしいと、そういうふうな要請があって、法案の最初の段階では払えるようになっていたものが、結果的には払えなくなったということがあったようであります。

それは、繰り返しますけれども、本来は支払いたいという思いがあったとしても、財源が不足しているということが大きな背景にあるということが原因でありますので、2番目としては、この法を改正しても、地方自治体が直接財源を持つということになると、とても、法が変わっても支払いができないということがありますので、1番を変えるためには、国のほうで財政の支援も併せてやってほしいという意味のことでもあります、2番目。

3番目のことは、今の会計年度任用職員の任期は、1年単位で更新をされておりますので、やはりその形というのは、不安定的な雇用の状態にあると言えます。安定をして行政サービスの仕事に尽くしていただくためにも、そのような任期のない短時間勤務職員制度というものをやはり考えていくことが必要ではないかと。この3番目については、そういう定めのない制度を、検討を始めていただきたいと、そういう意味合いのこと導入について検討を行うことというふうにしたところであります。

以上、不十分かもしれませんが、3つの内容につきまして御説明申しあげました。委員の皆様御審議のほど、よろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 秋山委員ありがとうございました。

執行部のほうで補足的に説明する内容等があれば、補足説明をいただければと思いますが、どうでしょうか。塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課の塩谷です。今回の請願は、会計年度任用職員の処遇改善に向けての法改正と雇用安定を求める請願ということですが、執行部というか、鳥取市としましては、法に従って今は会計年度任用職員は期末手当の支給のみ、勤勉手当は導

入していないというところは、法に従っているというところですので、法が改正されれば、これに従うということになると思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から質疑、御意見を求めていきたいと思いますが、ございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。ちょっと執行部に少し教えていただきたいと思うのが、請願事項1、2、3と出っていて、1が法改正されたと、ただ、2はそのままと。地方の裁量で、会計年度任用職員さんの勤勉手当支給するようになりましてとなったときに、財源はやはり国から出てこないのであれば、その総務費は一般会計で補填をするので、市民税なり固定資産税の増額になっていくというような見解でよいか、お尋ねしてみます。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。現在、地方交付税の中に、この会計年度任用職員の分は算定されています。その中の考え方としては、期末手当等というふうに書いてありますので、これは標準的な市の状況を調べた上で算定をされておりますけれども、恐らく期末手当のみを入れておられるというふうになっております。先ほどから議論されております法律が仮に変わった場合は、恐らく国のほうも、法律に基づいて交付税の算定なんかに入れていただけるというふうに考えておりますし、そこは、仮に法律の改正があつて、交付税の算入内であれば、当然市長会を通じてでも、しっかりと国にお願いをしていくということになるかと思えます。ただ、その交付税の算定がなければ、加嶋議員言われるように、一般財源での手当ということになるかもしれませんが、そこはしっかりと要望していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。意見なんですけど、私はこの請願事項の3つとも本当にそうだなあと、必要なことだなと思えます。1つ目については、先ほど秋山委員のほうからも説明がありましたけれども、短時間の会計年度任用職員の方には期末手当か、それしかない。たとえ短時間であっても、大事な仕事をしてるわけなので、やはり勤勉手当、やっぱりそれはつけるべきだと思うし、それは法を変えないとできないというのであれば、国に変えていただきたいし、2の財源にしても、それはもうセットは当たり前だと思うので、そこはしっかりと国がね、責任持ってやるべきことやと思えます。こういう非常勤の方の、何、非正規の方の待遇を改善しないといけないという中で、この会計年度任用職員っていうのがね、出てきたと私は理解するので、それであるならば、国もそういった働き方を、非正規でね、働いている人たちがいっぱい公務の場にいるということ認識してるからこそ、そうやってしたわけだから、まだまだね、改善すべきことやなと思うので、本当に2もそうだなと思うし、その3つ目についてはね、私は、基本原則ね、フルタイム、もう正規雇用、もうそれが原則なんだけど、今の現状を考えると、こういう短時間で、短時間勤務という働き方をされてる方が、ほんまに半分ぐらいおる、全体の半分ぐらいいるっていうね、そういう実態を見たときに、何ていうのかな、ここに書いてあるように、まずは、任期の定めを取りましようよと。任期の定めのない短時間勤務を導入

しましよよ、その検討をしてくださいというのも、まあそうだなと、それも理解できるなあと、思いますので、この3点については、本当にそうだと思うので、ぜひ、これは採択してもらって、国に意見書を上げていただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。請願内容は、意見として賛成したいなというものです。私は議員活動を通して、会計さんと話をするのは10人もいないんですね。伺って出てくるのは、職務で、正職の方より、私はこういうほうが得意で、もう少しできたりするけども、振ってもらえないということがあったり、給与のほうについては、0.何か月分の勤勉手当ということじゃなくて、年間で、これぐらいの額があったらなという声を聴いたりしますし、会計を増やしていく、今の鳥取県内の地方行政の市政はどうかと、17時15分退勤しないといけないと。もしも、市民からのお仕事って変動があるので、ない日もあれば、たくさんの日もあるけども、そこが調整できなくて、次の日に持ち越したり、正職の課長さんが残業をして当たっているというようなことが聴こえてきます。当然、こういったものは出てくるので、総じて、たくさんの方から声を聴かれてるとは思うんですけども、現場の声を、今意見頂いた、伊藤議員ですとか聴かれてたら、せっかく、こういう場で共有をとというか、会計さんとかから、非常勤の方から聴かれてる声があったら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今回の請願は会計年度任用職員なんだけれども、鳥取市の場合は、任期付短時間勤務の方もいらっしゃいますよね。要は正職でない働き方をされている。ちょっと、そういう収入の面ではちょっと違いますけれども、やっぱりその正職でない方っていうのは、やっぱり短時間のを選ばれる方もいらっしゃるけど、本当はフルで働きたい、本当はね。でないと、みんなが、例えば主たる家計を支えているのが、夫としてね、ちょっと副業的に支えればいってわって人たちがばかりではないわけですよ、まだまだ独身の方もいらっしゃいますし。そういった中で、本当にこの給料で生活ができるんだろうかと。正職じゃないので、不安定なので。やっぱりそういった話を、もう30代とか40代の初めの人とか聴くわけですよ。だから、本当にいろんな生き方って言われてる中で、やっぱり、いろんな生き方を本当にしていこうと思ったら、まずは収入ですよ、収入。その保障がないと、やっぱり生きていけない。その収入の保障が、基本正職、フルタイム。だけど、仕組みでね、短時間、短時間っていうことは、それなりの給料ですからね。うん。やっぱりそういう働き方を強いられてるっていう面は、私はあると思うるので、だから、今回は、会計年度任用職員さんだけ、まあそうですよ、全部鳥取市は短時間ですから、はい。だから、やっぱりそういう声は、私はいっぱい出されてない声もあると思うし、やはり、そこは改善すべきところやと思ってます。はい。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。委員間質疑で伊藤委員に答えていただきました。同じような形で、推薦議員の秋山議員も聴かれてる声があったら、教えていただきたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 直接の声というのは聴いてはおりませんが、労働組合のほうから聞いたところ

では、伊藤副委員長も言われましたけれど、何と云っても、生きてくためには、収入の安定がまず第一、昨日、私は本会議でも少し思いを述べましたけれども、失業状態とか生活費が不足するとか、どうでしょうか。人生大変な状況に追い込まれるなと思います。極論ではありませんけれども、今、正職と非常勤の皆さんは、仕事の責任の度合いもあるけれども、説明のときにも言いましたけれども、やはり仕事の内容によっては正職に近い内容をされとられる方もおられるわけでして、今格差がある状態、それを少しでも改善をして、鳥取市行政の仕事が続けたいと。そのためには、やはり収入安定、雇用安定をしてあげなければ、なかなか業務に専念をするということがならんのではないのかなと。3つ目にありますように、1年後、再び採用されるものかどうなのか分からない、一生懸命働いても収入に限定があるというふうに思いますので、今回のこのことについて、皆さんのほうで考えていただけたらなと、こう思うところで

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。今日、紹介議員の秋山議員のほうからも、今回の請願につきまして御説明いただきましたし、執行部のほうからも、また委員の皆さんの意見もお伺いしました。大変申し訳ないです。ちょっと私、ちょっと勉強不足といいますかということもありまして、書いてありますような、当然同一労働・同一賃金っていう、もうこれ今、国のほうも目指して、当然その流れで進んでいるわけでありまして、当然給与とか報酬は、誰しも多ければ多いほど、これにこしたことはないわけですが、片や民間の動向とかも考える必要もあったりするんだらうなとは思ってみたりするところもありますし、公務員の給与等、人事院の勧告等を踏まえながら、いろいろ民間、世間のそういう給与も加味しながらというところもあったりする中で、すみません、ちょっとこれについて、ちょっと今日まだ、今日までに勉強がまだ足りないと、自分でちょっと思っておりまして、もう少しちょっといろいろ調べさせていただきたい、そういうこともありまして、後半の委員会のほうに審議のほうを延ばして、先にしていただけたらなと思います。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も後半の委員会でいいとは思いますが、ちょっと人勧のことね、民間と比べて、人勧で上がったたり下がったりね、してるわけですよ。上がる分はいいんですけど、下がるときも一緒になって会計年度の分も下がっていくわけですよ。この短時間の人は、要は勤勉手当そのものがないわけだから、期末手当しかないわけだから、何か、人勧云々って言うんやったら、勤勉手当も含んだ給与の中で、何か、何ていうの、うん、だから、私が石田議員の話聞いて思ったのは、もともと勤勉手当が入ってないんだから、別に人勧云々っていう以前の話じゃないのって思ったので、そこら辺も含めて私も勉強してきます。次週でお願いします。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。皆様からの御意見ありがとうございますし、少し説明を、一、二、付け加えたいと思います。この会計年度任用職員というのが、内訳としては伊藤副委員長からも御説明いただきましたが、この短期間の会計年度任用職員とフルタイムの会計年度任用職員等と

あるようでして、法律では、フルタイムのほうはこの期末手当と勤勉手当も支払うことができると、フルタイムは、同じ会計年度任用職員の。しかし、短期のほうの会計年度任用職員は、期末手当しか払えない法律になつるとということで、そういうアンバランスもあるし、もう一つは、国のほうの非常勤職員は、この会計年度任用職員の制度、2年前に始まる前から、もうほぼ100%、この2つの手当の支払いがなされとるといふことの状態のようです。なので、同じ公務で働く人たちにおいて、そのような格差といいますか、不公平といいますか、不均衡といいますか、これも是正を図っていかねばいけないのではないかと、こう思うところでして、追加で説明をいたします。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。そのほか御意見ありますか。星見委員。
- ◆星見健蔵委員 皆さんのいろいろと御意見等をお聞きしました。ただ、私ももう少し勉強してみたいなというふうに思っておりまして、後半の委員会をお願いをしたいというふうに思います。
- ◆吉野恭介委員長 はい。多くの皆さんから後半の委員会という話がありましたが、どうでしょう、皆さん、後半。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 後半の委員会でいいんですけど、改選があるので、絶対後半の委員会で結論出さないといけないということは御承知だと思いますので、その点はちゃんと踏まえて、後半の委員会でね、しっかりと審査をしたいと思います。
- ◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ委員の皆さん、審議未了にならないように、しっかり後半の委員会で審査をさせていただきたいと思います。そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは、これで総務部を終わります。ありがとうございます。

【企画推進部】

- ◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして企画推進部に入ります。
まず初めに、高橋部長に御挨拶をいただきたいと思います。高橋企画推進部長。
- 高橋義幸企画推進部長 はい。企画推進部長の高橋でございます。本日はよろしくお願いいたします。企画推進部といたしましては、議案といたしまして1点、議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算がございます。歳入につきましては、マイナポイント事業補助金の増といたしまして346万7,000円の増、こちらを計上いたしております。
また、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の啓発など、そして、マイナポイント第2弾に関する経費ということで、総額2,950万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。
また、報告といたしまして、3点用意をさせていただいております。報告第15号といたしまして、失礼いたしました、その前に議案、補正の中で、ネットワーク強靱化システムの更新業務費ということで、債務負担行為を上げさせていただいております。限度額が2億4,148万6,000円、令和4年～令和10年を期間とする債務負担行為というものでございます。どうも失礼いたしました。
報告は3点でございます。報告第15号公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する

る評価というものが上げさせてもらっております。こちらは、大学の評価委員会から、昨年度の実績、そして、第2期中期目標に関わる業務の実績についての報告がございましたので、地方独立行政法人法の規定により、報告をさせていただくものでございます。報告の2点目といたしまして、旧本庁舎棟跡地活用の検討状況を報告させていただきたいと思っております。旧本庁舎跡地の活用につきましては、6月定例会までは特別委員会を設けていただいて、そちらで御審議をさせていただいております。この定例会からは、総務企画委員会で、旧本庁舎等跡地活用の状況について御説明をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。また、3点目といたしまして、鳥取市創生総合戦略の実績、そして、地方創生推進交付金の実績について報告を行わせていただきます。詳細につきましては、それぞれ関係課長が説明いたします。どうかよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案の説明に入ります。議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田です。資料は、お配りしております資料1、9月定例市議会総務企画委員会補正予算説明資料、そちらを御覧いただきたいと思っております。こちらの1枚めくっていただきまして2ページ、上のほう、2ページを御覧いただきたいと思っております。歳入予算書は、補正予算書の18ページ・19ページとなります。

また、資料1に戻っていただきまして左側、県支出金、県補助金、総務費県補助金、総務費補助金、マイナポイント事業費補助金でございまして、歳入346万7,000円の増額をお願いするものでございます。内容は、国のマイナポイント事業に要する経費の増額に伴う補助金の増ということございまして、詳細は歳出で説明させていただきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。続きまして、歳出、補正予算歳出について説明させていただきます。同じ資料の3ページを御覧ください。上段の02の市政広報費になります。補正額は2,603万5,000円です。財源に、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用する事業となっています。これは、新型コロナウイルス感染症への対応ですとか、市の支援策、アフターコロナを見据えて、観光客をはじめ、本市への来訪意欲を高めるための情報発信に要する経費となります。具体的には、ユーチューブ広告、テレビスポットCM、そのほか本市の観光資源やその価値を高めるような内容を取り入れたプロモーション映像を、SNS動画やメディアで発信するための経費となります。以上です。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。続きまして、その下の段、社会保障税番号制度運営費、（マイナポイント事業費）です。歳出予算の補正予算につきましては、24

ページ、25ページとなります。事業別概要は16ページの上段になります。説明は事業別概要でさせていただきたいと思っておりますので、事業別概要16ページの上段を御覧いただきたいと思っております。

事業別概要の事業の概要欄、上から3つ目、事業の経過及び背景の少し下に、マイナポイント第2弾の概要というものを記載させていただいております。第2弾は、マイナンバーカードの新規の取得で、5,000円相当のポイントが付与されるというものと、健康保険証の利用申込みと公金受け取り口座の登録で、それぞれ7,500円相当のポイントが付与されるというものでございます。

少し下の事業の内容でございますが、この第2弾の健康保険証の申込みと公金受け取り口座の登録、こちらが、6月30日から本格開始されたことに伴いまして、本庁舎2階の支援窓口には、ポイント付与を希望される多くの市民の方が日々来庁されております。コロナ感染防止対策をしっかりと講じた上で、円滑にポイントの申込みを行っていただくために、8月1日から既決予算を運用させていただきまして、労働者派遣により窓口スタッフを増員して対応しておりますけれども、12月までに必要と見込まれる事業費について、9月補正で増額をお願いするものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 続きまして、債務負担行為の説明をさせていただきたいと思っております。予算書は46ページの上から2段目、それで事業別概要は、こちらも46ページになっております。説明は事業別概要のほうで行いたいと思っておりますので、事業別概要46ページのほうを御覧いただけたらと思っております。では、説明に入らせていただきます。

このネットワーク強靱化システム更新事業費としまして、令和4年度～令和10年度の期間に、2億4,148万6,000円を限度に、債務負担を新たに設定させていただくものになります。このネットワーク強靱化システムでございますが、これは目的とか内容のところにありますとおり、国が示します地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに定めるセキュリティ対策というのがありますが、これを施したシステムでございますが、多種多様なセキュリティ脅威から、本市の情報システムを守ることを目的に、平成27年度から導入をしてきたものでございます。このたび使用から5年以上が経過いたしまして、ハードウェア機器の保守期間が満了することとなりますので、これを機会に、機能の見直しと、併せて更新を行おうとするものでございます。このたび、現行のガイドラインに基づく概要設計が完了いたしましたことから、事業化を行うこととさせていただいておりますけれども、補正計上させていただきますのは、今後の取組のところにもございますとおり、令和5年9月からの稼働を目指した場合に、今年度から調達事務に着手させていただくということが必要となりましたので、実際の予算は、令和5年度当初予算に計上はさせていただきますが、このたび補正予算において、新たに債務負担行為のみを設定させていただくものでございます。

以上で、令和4年度9月補正予算企画推進部所管に属する部分の説明を終わらせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。なしということで、次に報告事項に入りますが、説明の終了した部署の方は、ここで退席していただいて結構でございます。はい。

報告第15号公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。まず、報告第15号公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価についてです。それでは、執行部説明をお願いいたします。戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。そういたしますと、この報告につきましては、付議案の冊子にて御説明をさせていただきたいと思っております。付議案は29ページからとなります。そういたしますと、これは、地方独立行政法人法に基づき報告するものでございます。環境大学では、第2期中期目標期間を平成30年度～令和5年度までの6年間としております。このたびの報告は、同法に基づき、通常年度とは違いまして、令和3年度の業務実績評価だけで、令和5年度の期間終了時に行われる中期目標期間の業務実績評価の見込みについても報告するものでございます。

評価は、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会が実施しておりまして、委員は、32ページに記載しております5名の方でございます。今年度3回の評価を行い、評価に至っておるところでございます。

最初に、令和3年の業務実績評価について御説明いたします。まず、評価の流れと方法でございます。飛びますが、43ページをお開きください。初めに、最小項目別評価なるものを行います。評価の基準や目安が記載してあり、これに従いまして、次ページ以降記載の138項目を評価いたします。初めに、大学側が採点、自己採点をいたしまして、これを基に、委員会で大学へヒアリングを行って検証いたします。最終的に、各項目の評価、評点1点～5点を確定するものでございます。次に、大項目別評価、そして全体評価へ移ります。

ページは前後をいたしますが、34ページをお開きください。各評価の算出方法や目安が記載されております。大項目別評価は、先ほどの最小項目別評価を大項目別に単純平均しまして、その点数によりまして、評点S～Dを決めます。最後に、先ほどの大項目別で算出した平均値に、当該大項目ごとに決められたウエイトを乗じまして、得た数値の合計によって全体評価のS～Dが決まります。以上が評価の流れと方法になります。

それでは、評価の概略を御説明いたします。35ページを御覧ください。全体評価です。評価はB、年度計画をおおむね達成で、標準的な評価と言えます。以下は、全体評価のコメントでございます。要点を読み上げます。1段落飛ばして、2段落目では、副専攻プログラムの導入、県内限定の推薦型選抜など、入試制度改革等により、大学教育の質の向上や安定的な経営確保、財務内容の改善等に積極的に取り組んだこと。3段落目の安定的な経営確保の観点では、県内高校への積極的な広報活動等が志願者確保につながり、志願倍率は4.2倍、入学定員充足率は

107.7%となりまして、目標値を達成していること。そして、令和3年度決算は、当期総利益で約3,200万円の黒字となったこと。4段落目においては、コロナ対策として、ICT環境の整備によるオンライン授業実施や、ワクチンの職域接種などの取組によりまして、教育の質の低下をさせることなく、また、学生の学習面・生活面の不安解消に努めたこと。ページの下から3行目では、全体的評価結果Bの理由が、本年度の取組が、ふだんの努力で目標達成に向け推進していると判断したこと、並びに、次年度への期待として、目前となったA評価に向け、引き続き取組に努められたいとされております。

一方で、次ページ、36ページになります。努力事項も記載されております。1段落目では、県内就職率が、コロナ禍によりまして、社会情勢の変化、ウェブ面接が定着し、県外企業への就職活動が容易となるなど、様々な要因で、依然として低くなっているが、令和3年度は16.5%と前年度より上昇し、取組強化の成果も見られる、原因分析と対策検討を進め、県内就職率向上に努められたいとされています。次の段では、県内入学率が、令和3年度は22.6%と、前年度より上昇し、年度計画の21%を達成している。様々な取組の効果と考えられ、検証を行い、最終目標である25%以上達成に向け、着実に県内入学者数の積み増しをとされています。

続いて、次のページを御覧ください。ここからは大項目別評価です。各大項目について、評価と特記事項がございますけれども、特記事項につきましては、全体評価のコメントにまとめておるものとなりますので、お読み取りいただきますようお願いいたします。

各大項目の評価は、I番、大学の教育等の質の向上は評価Aで、年度計画を十分に達成。続いて、次ページに移りますけれども、中ほどII番、業務運営の改善及び効率化は評価Bで、年度計画をおおむね達成。続いて、その下、III番、安定的な経営確保・財務内容の改善は、評価B。続いて、次ページのIV、点検・評価・情報公開は、評価A。続いて、その下、V、その他業務運営は評価Bと、以上のような評価となっております。

続いて、その下に、今後取り組むべき課題等を、大項目ごとに上げておられます。Iの項目では、引き続き地域貢献や人材育成、さらに将来を見通した大学運営の取組、そして、次の40ページとなりますが、改めて県内入学者の増加、県内就職率向上への取組、さらに、次ページの一番上になります。科学研究費を申請し、外部資金の獲得につながるよう、申請などのサポート体制を強化すること。続いて、IIの項目となります。コロナの影響や社会情勢、気候変動など注視し、臨機応変に学生の安全確保と円滑な学事運営を。IIIの項目では、志願者・入学者の確保と黒字の維持を。IVの項目では、大学の魅力や特色が、より伝わり、ブランド力向上につながる広報戦略を。Vの大項目では、Vの項目では、施設整備に優先順位をつけ、計画的に進めることやエネルギー使用の効率化、ユニバーサルデザイン化等の取組をとされておられます。

続いて、最小項目別評価です。44ページをお開きください。46ページまでの138項目が、それぞれ評価されております。項目多数のため、ここでは評価点が2点と低い項目、3件を報告させていただきます。44ページの下の方にございますナンバー43、県内就職率の向上、中期目標期間中の30%の達成ですが、これまでの説明どおり、依然として低い状況であること。続いて、45ページの上部にありますナンバー66になります。競争的外部資金の公立大学平均新規

申請件数以上、近県公立大学平均採択率以上では、国の科学研究助成金の新規申請件数15件となっており、公立大学平均は23.5件、新規採択件数は1件でございまして6.7%、中国地方の公立大学平均では19.3%となっており、目標を下回っていること。最後に、46ページの下の方になります。次のページになります。ナンバー134のCO₂排出量年間1,000トン以下の達成に向けた取組では、令和3年度は、冬に厳しい低温が続いたため、熱源機器によるエネルギー消費が増加し、CO₂排出量は約1,300トンと達成できていないこと。以上3件が、2点の得点となっております。以上が、令和3年度業務実績評価の報告となります。

続きまして、第2期中期目標期間に係る業務実績、見込み評価について御説明します。ページは50ページからとなります。これは、法に基づきまして、期間終了年度の令和5年度、これの前々年度となります令和3年度終了時に実施、報告するものとなります。これによりまして、令和5年度に策定いたします次期中期目標、令和6年度からの次期中期目標に、当該見込み評価の結果を反映させることが可能となるものでございます。評価委員並びに評価の流れ、方法は、先ほどの令和3年度業務実績評価と同じでございます。割愛させていただきます。

51ページを御覧ください。評価の概要、概略を御説明いたします。まず全体評価ですが、評価はB、中期目標をおおむね達成する見込みとされています。以下は、全体評価のコメントです。要点のみ読み上げます。上から5行目の2段落目で、第2期中期目標期間は、未来に向けて大学の可能性を開く発展期と位置づけ、将来に向けた教育内容の充実や、多様な学生ニーズへの対応など、中期目標の達成に向け、計画を着実に推進していること。特に令和2年度以降、コロナ禍の影響で、中止や変更となる取組も多い中、代替策を講じるなど、教育環境の維持に努めていること。中ほど4段落目では、副専攻制度導入など、新たな挑戦による教育課程の充実や、平成30年度にはSDGs取組宣言を行い、経済団体と連携した研究活動を主導するなど、様々な社会の動きに迅速に対応していること。5段落目では、令和3年度入学生から定員を増やし、県内向けの推薦型選抜を含め、新たな入試制度の導入によりまして、県内入学率向上や定員充足率の順調な推移など、安定的な大学経営に取り組んでおり、これらの結果は高く評価できるとされています。

そして、総括といたしまして、コロナ禍などの外的要因の影響がある中でも、精力的に取組推進しており、第2期中期目標を十分に達成する見込みとなる評価点A、これは3.6点以上ですけれども、これに迫っているが、一部の事項について、今後の取組で、さらに改善する期待もあるため、このたびのB評価とするとした上、これまでの成果・課題を踏まえまして、将来を見据えた対応や設置、地域等とも連携を図り、全学的な改革・改善の取組推進を期待すると結ばれております。

続いて、次ページ、52ページからが大項目別評価です。各大項目の名称は、令和3年度業務実績評価と同じとなっております。令和3年度の評価報告と同様に、評価のみ読み上げいたします。Ⅰの項目は評価Aで、中期目標を十分に達成する見込み。次ページのⅡの項目は評価Bで、中期目標をおおむね達成する見込み。Ⅲの項目は評価B。次の54ページに移りますが、Ⅳの項目は評価A、Ⅴの項目は評価B、以上のような評価がされております。

一方55ページでは、目標達成のため、今後取り組むべき課題等を大項目ごとに上げています。

Iの大項目では、少子化による18歳人口の急減期を見据え、設置者や関係機関等とともに、選ばれる魅力ある大学づくりに取り組み、環境をテーマとした強みを打ち出すなど、将来を見通した大学運営の実施や大学院の長期的な定員の未充足解消と、社会人が学び直しできる制度の導入検討を進めること、また令和3年度導入の副専攻制度を、より多くの学生が履修できる制度へと進めることや、県内就職率の向上に向け、県内企業との連携機会を増やすこと、さらには、目標値を継続的に下回っている競争的外部資金の獲得について、戦略的な取組を改めて検討されたいとされております。IIの大項目では、外部意見の大学運営への反映や、学内情報の効果的発信により、地域に開かれた大学運営を。IIIの項目では、今後も志願者・入学者の安定的確保と、メリハリをつけた予算措置及び経費削減に組み、黒字化を維持すること。IVの項目では、脱炭素やSDGs推進に国内外で関心が向く中、日本初の環境系大学として存在意義をより一層高めるため、先駆的な研究等の取組を広く発信するなど、広報活動のさらなる推進を。次ページにわたります。Vの大項目では、近年では全国で相次ぐ大規模災害に鑑み、防災訓練の実施や災害発生時に、迅速かつ的確に、適切に対応でき得る仕組みを整えること、またコロナ禍でICT環境の充実を図ったが、情報セキュリティ対策の強化に努めること。以上を今後の課題とされております。

続いて、59ページを御覧ください。最小項目別評価結果です。次ページまでの63項目について評価されています。表の右から2列目に記載の見込み評価の列が、評価委員会による評価点となります。いずれの項目も4点の中期計画を十分に達成する見込み、あるいは3点の中期計画をおおむね達成する見込みの評価となっております。

最後に、62、63ページを御覧ください。中期目標に係る数値目標達成状況の推移が記載されておりますので、御確認をいただければと存じます。報告につきましては以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。簡潔に説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。今日の回答でなくてもいいんですけども、おおむね、もう達成されている状況の中で、見込みであれば0.01ポイント上がるということは評価していいのかなと思います。やはり3.6を目指してほしいなといったところで、63ページ、第2期数値目標ですね、情報公開と広報活動のところで、平成30年、毎年度、マスメディアには50件以上の掲載を目指す達成できたのに、それ以降の年ができていないと。なので、過去できたことと同じことをすれば達成するというような項目もありますので、そういった形で上がっていったらいいのかな、ここが傾斜配点は少ないので、点検・評価・情報公開が上がってもというところはあるんですが、ここが0.1でも上がれば、全体が0.05上がりますので、3.59というところで、もう3.6が目指せるのかなというところであると思います。費用を持たずして、検討できる場所があるとは思いますが、こういったところ達成状況を目指すために取り組んでほしい。今日でなくて、ごめんなさい、質疑としては、平成30年は58件できたのが、なぜ令和になってから3か年でできてないのかっていうことを、また調べて教えていただきたいというところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。調べまして御報告させていただきます、また。

◆吉野恭介委員長 はい。お願いします。そのほか質疑、御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 36 ページのところの一番最後のところで、県内入学率のことが書いてあって、昨年度よりよくなっていると、令和2年度より、よくなっていると。その中で、県内全高校への学長訪問の実施やとかね、いろいろ説明会のことも書いてあるんですけど、その去年のときに、もともと環境大学には県内入学者促進コーディネーターっていうのがおられたけど、その方が退職されたもんで、後任はつくれずに、令和2年度は事務局と学長が訪問して、いろいろ説明して回ったという話だったんですけど、結局やっぱりそのやり方がいいということで、令和3年度も続けられて効果が出たっていうことなのかどうかっていうのを、ちょっとそれをまた次でいいので教えていただきたいのと、あと、その未達の部分で、CO₂のやつ、排出がね、それが外的要因によるっていう説明なんですけど、じゃあ一体、そもそもその目標の立て方がちょっとどうだったのかなと思ったので、ちょっと、うん、外的要因でそのって言われると、もともとその設定はどんな要因で、どういう条件を想定してつくられたのかなと。単純に、学生さんが本当に100%以上の入学でね、学生さんが増えると、恐らく多分CO₂も増えるんじゃないかなと思って、そうなってくると、うーん、そもそも目標がどうなんかなっていう疑問が湧きましたので、ちょっとこの1,000っていう目標が、本当に、本当にどういう状況だったら達成できるんかなっていうのが、設定の理由、何かそんなものが、もし分かれば、次のときに教えていただきたいなって、クリアされた年がないので、ないので、ちょっとそもそもどうなのかなと思ったので、その2点お願いします。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。こちらもお調べさせていただきます、また御報告をさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしということですね、はい。

それでは、これで昼になりましたので、休会とさせていただきますと思いますが、事務局、何かありますか。いいですか。じゃあ報告事項の2番目から、昼からはスタートしたいと思います。再開は1時とさせていただきます。はい。以上です。

午後0時0分 休憩

午後1時0分 再開

旧本庁舎等跡地活用の検討状況について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、会議を再開いたします。

報告事項であります。旧本庁舎等跡地活用の検討状況について、執行部説明をお願いいたし

ます。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。旧本庁舎等跡地活用の検討状況につきまして御説明をさせていただきますが、資料は、令和4年9月定例市議会総務企画委員会付議案等説明資料、このA4縦長ですけれども、これの2ページ目となります。

はい。冒頭、部長の御挨拶にもありましたが、本議会より、この旧跡地、本庁舎跡地等につきまして、御審議と御意見等を頂くこととなります。よろしくお願いたします。本日は改めまして、これまでの検討の経過ですとか状況、それと、今後のちょっとしたスケジュールにつきまして御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

そういたしますと、リード文からとなりますけれども、この跡地活用につきましては、昨年12月に、本市としての一定の方向性を、震災時の避難地及び復旧活動の拠点となり得る、緑のあふれる広場を中心としたオープンスペースとして活用し、広域から人が集う憩いの場としてにぎわいを創出することとしました。現在、関係各課で詳細を検討しているところでございます。検討内容は適宜、市民の皆様、議員各位へお示しいたしまして、御意見を頂戴しながら、着実に取組を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

そういたしますと、1番のこれまでの検討状況、(1)会議でございます。①～⑤までございますけれども、①につきましては、本庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会ということで、市議会のほうで設置いただきました特別委員会でございます。3年半にわたって審査等いただいたところでございます。②につきましては、現本庁舎等跡地活用に関する検討委員会ということで、有識者を含め14名の委員で組織いたしまして、約1年半にわたりまして、これは、市民の合意形成を図る上での意見を聴く方法やプロセスについてまとめていただくような会議でございまして、令和2年3月に、報告書として提出をいただいております。③旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会でございます。こちらにつきましては、大学教授を中心といたしました6名の専門家に、約1年半にわたりまして御審議をいただきました。結果といたしまして、跡地活用策に関する提言ということで、令和3年10月に提言書を頂いたところでございます。④、⑤につきましては、市役所内部の関係会議でございますが、この跡地への提言書を頂きまして、じゃあ、本市としてどういった方向性を出していくのかということで、④の旧本庁舎等跡地活用検討会議というものを開催いたしまして、メンバーとしては、市長・副市長・教育長・部局長ということになります。この審議を経まして、昨年12月に、本市としての一定の方向性、冒頭申し上げた方向性を打ち出したものでございます。⑤につきましては、打ち出された方向性を具現化するため、庁内の関係各課長で組織しておりまして、月1回程度にはなりますけれども、会議を重ねておるところでございます。

(2)でございます。市民等参画による検討ということでございます。こちらにつきましては、令和2年度から3年度にかけて、市民アンケートですとか市民のワークショップ、ストリートミーティング等で、市民の方にどういった活用ができるのかといったようなことを対話したりしてまいりました。令和3年2月には、アンケートを実施いたしまして、18歳以上市民2,000人の中から、867の方に御回答をいただいております。回収率は43.4%というよう

な結果でございました。

そういったような経過もございまして、進めておるといところでございますけれども、(3)といたしまして、鳥取市役所旧本庁舎等跡地活用に係るサウンディング型市場調査についてということで、こちらにつきましては、本年度に入りまして、民間活力のアイデアなど、導入の検討をするに当たりまして、事業者を募りました。意見交換ということで、手が挙がりまして5者と、6月30日～7月7日にかけて、意見交換を実施したところでございます。その結果の内容につきましては、8月9日に、ホームページのほうで公表をさせていただいております。③として、意見交換を踏まえた今後の方針としまして、本オープンスペースの利用や事業化に向けた条件等、市場性の確認ということで、庁内等でも、再度すり合わせなどをしていくこととしております。また、オープンスペース管理運営、レイアウト、設計及び施工のスケジュール、発注形態等につきましても、それぞれのメリットやデメリット等を勘案しながら、適切に判断をしてまいりたいというふうに考えております。今後は、意見交換の結果も参考にしつつ、具現化に向けての跡地活用の検討を進めていくこととしております。

2番、今後の予定でございます。本年度は、6月議会で、既に設計基本計画なり基本設計の予算、あるいは、市民への広報・周知予算ということで、既に予算化をいただいております。基本計画の策定・基本設計につきましては、今発注の準備を進めているところでございます。また、市民の広報・周知につきましては、新聞折り込み広告のチラシなどを利用して、この跡地の活用がどういったようなイメージになるのか、そういったことをお知らせしていきたいというふうに考えておるところでございます。令和5年度になりますと、実施設計、詳細設計を行いまして、令和6年度以降、施工ですね、工事、そして活用ということになります。活用の開始につきましては、工事の完了をちょっと今のところ、まだいつ頃になるかというのはちょっとはっきりとしておりませんので、ここでちょっと今言えるところではございませんけれども、令和6年度以降には、そういったような状況になるというところでございます。どうぞよろしく願いいたします。報告につきましては以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。特別委員会がなくなって、総務委員会に所管が来ましたので、ここで発言をさせていただきますが、今後の予定のところですね、令和4年度の市民の広報・周知、鳥取市役所には特命係という方々がおられるというような形で、今、外向けに発信もされておるところではありますが、どうかこういったことを内向きに広報・周知する方法を取り入れられないものかと。外に発注するだけでなく、内部から発信する、それができる技術を持っている人がいるわけですので、それを考えられてほしいということと、令和5年度の実施設計ですけども、実施設計をしながらも、この場所の活用ができるのではないかという声があります。特に、鳥取市内、遷喬地区のみならず、駐車場を求めるような声はあります。市民会館利用者の方からもです。イベントだけでなく、市民会館で、劇であったり合唱の練習をされるときに、多くの方が車で来られたりというようなことがあるわけです。もう実施設計をしながらも閉鎖するのではなくて、予算をかけないようなオープンスペースとして、駐車場のみな

らず、実証実験であるとか、活用ができることと思いますので、その点検討いただきたい、そういうところ意見です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 政策企画課、戸田です。内部からの情報発信ということもございました。参考にさせていただきながら、できることをしていきたいというふうに思っておりますし、やっぱり市民への周知ということを非常に大切だと考えておりますので、頑張ってやらせていただきたいというふうに思っております。

また、実施設計をしながらのその期間内の活用と、その場所の活用ということにつきましては、また内部で詰めさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。これ、発注の仕方の方式っていうのは、もう決まってたんでしょうか。それとも、いつ頃決まるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。この基本計画の策定及び基本設計につきましては、公募型の指名入札というようなことができたというふうに、今進んでおるところでございます。最終的な工事とか、そういったところでございますでしょうか。そこにつきましては、最終的な判断というのは、まだできておらんところですけれども、そこに向けて、今現在内部でしっかりと協議をしているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。デザインビルド方式っていう場合は、それは実施設計と工事っていうことになるんですか。基本設計は関係ないってことですか。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。デザインビルドを実施すれば、実施設計と施工という形になってこようかというふうに思います。そこを実施するかどうかも含めまして、検討してまいりたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 サウンディングでいろんな意見が出てるのが、概要でホームページに出てるんですけども、それぞれの立場でいろんな御意見を頂いてるわけですよ。それを読みながら、私自身もいろんな意見はあるんですけど、いろいろつくっていく方法ね、デザインビルドだとか、ほかのやり方、分離発注だとか、それって、この間、倉田保育所と、どこだったか、豊実保育園で、デザインビルド方式についてちょっといろいろとあったので、どんな方式を使うかっていうのは、本当にやっぱり、私たちもいろいろ検討しないといけないなって思ったんですよ。だから、内部で今検討されてるってことなので、その経過というか、その考え方とか、決まってから出されても困るので、ちょっと途中ででも、ちょっと報告いただけるようなことが可能であれば、ちょっとそれは知らせていただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。はい。最終的な発注方式という

ところでございます。そこにつきましては、検討の経過におきまして、また報告をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。

「第2期鳥取市創生総合戦略」及び「地方創生推進交付金事業」の令和3年度実績報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、次に移ります。第2期鳥取市創生総合戦略及び地方創生推進交付金事業の令和3年度実績報告について、執行部説明をお願いします。上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田です。資料は3ページをお開きください。第2期創生総合戦略、創生交付金事業の3年度実績ということで報告させていただきます。説明させていただく前に、大変申し訳ないんですけども、3か所、単位の修正をちょっとお願いしたいと思います。順番に申し上げますので、11ページをお開きください。11ページの左側2列目に番号を、通し番号を振ってますけど、27番の木材のところの目標と実績の単位、平米と書いておりますけども、これ、立米に直していただけないでしょうか、平米が立米。はい。申し訳ないです。あと、もう二か所ございまして、17ページの下2つになります。57番、58番、17の57番です。まず57は、パーセントと書いてあるんですけども、位、1位・2位の位という、何番かということで、位と、目標・実績とも、位にさせていただきたいと思います。そして、その下の58番、最後になりますけども、パーセントと書いてありますけども、これ人口、人でございます。目標・実績とも、人でお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。

はい。そうしましたら、また3ページにお戻りいただきまして、実績報告についてということでございます。説明させていただく実績の中で、外部評価結果を報告させていただくんですけども、こちら、民間の有識者で組織させていただいております鳥取市総合企画委員会、その委員さんをお願いして、評価を行ったものでございます。それから、一部ですけども、この外部評価、間に合っていないものがございまして、こちら追加で現在実施中ございまして、その後、後ほどまた報告させて、資料配付で報告させていただくよう予定しておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、4ページ、まず、創生総合戦略を御覧いただきたいと思います。4ページをお開きください。はい。こちらが戦略の3年度の実績の概要版でございます。本日は概要のみで説明をさせていただきたいと思います。まず、この表でございます。上の表は、総合戦略、7つの基本目標を設定しておりまして、その目標に設定しております数値目標、指標でございますけども、数値目標の集計でございます。下は、その基本目標ごとに重点施策、子育てですとか、教育ですとか、重点施策も設定しておりますけども、その施策に設定しておりますKPIにつきまして、それぞれこの表、内部評価欄には指標の達成度、何%と書いてありますけども達成度、それから、右のほうの外部評価のところは、総合企画委員の評価結果、これを集計さ

せていただいております。右から3列目になりますけれども、未評価というところがございまして、上のほうが2つ、それから、下の表は3つございまして。こちらが、外部評価未評価の項目数でございまして、今後追加で外部評価実施させていただくということでさせていただいております。

まず、上の基本目標の表でございまして、御覧いただいたとおり、100%と高い達成割合となっている項目もありますけれども、この基本目標の上から4番目、例えば、都市部等とのつながりを築き、人が行きかうまちづくりですとか、7番目、一番下ですけれども、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくり、こちら内部で、評価のところでは遅延している指標がありまして、結果、一番右側ですけど、外部評価のA評価・B評価、計画どおり・ほぼ計画どおりの割合が50%・ゼロ%というようなこととなっております。概要としましては、観光入り込み客数ですとか、自主防災会の活動件数といったものが、コロナ禍で低い実績になったというようなことが影響しているところがございます。結果、その下の合計でございまして、87.5%ということで、A・B評価の全体割合となっております。

続きまして、下のKPIの欄でございまして、これにつきましては、柱のしごとづくりとまちづくりの内部評価のKPI達成割合が、やや遅延ですとか遅延件数が多くなってございます。外部評価につきましても、これに伴いまして、全体的にA・B評価となった割合が少なくなってございまして、48%ですとか75%と、A・B評価の割合がそういう状況となっております。これにつきましては、日本語学校の入学者数ですとか、外国人宿泊者数やコナン空港の利用者数、それから、保健師が地域で啓発活動などを行うんですけども、そういったものの参加者数などが低い達成率となっております。全体としまして、人の往来ですとか、人が集まる施策、そういったものに関係するような指標が、コロナ禍で軒並み低い実績となったことが影響しているというふうに考えております。結果としまして、右下になるんですけども、68.3%ということで、A・B評価の全体割合となっております。

この数値目標とKPIの詳細につきましては、先ほども御覧いただきましたけれども、次ページ以降、個々に記載しておりますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

続きまして、35ページを御覧ください。創生交付金事業の実績でございまして。今度は縦に、横から縦で御覧いただきたいと思っております。1枚めくっていただきまして37ページに実績の概要を記載しております。こちらの番号が、ナンバーが1番～6番までございまして、令和3年度、この6つの事業を実施しまして、総事業費としましては、2億636万4,000円、このうち交付金としまして、8,988万8,000円を活用させていただいてるところでございまして。この表の右列でございまして。内部評価・外部評価と2列設けてございまして、この、まず内部評価につきましては、一番下、6番、6番のSDGs、省エネ、SDGsのこちらの事業が、地方創生に非常に効果的であったということで、御覧のとおり、KPIの目標値に対して、実績値全て達成ということで、この評価基準でいいますと、4段階評価で一番いい、最上位の評価ということになっております。

次に、1番のDMO、それから4番のスマート農業、こちらについては、地方創生に相当程度効果があったということで、一部のKPIは、目標が達成できなかったんですけども、おお

むね成果が得られたというようなことでございまして、2番目に高い評価結果と。それから、残り3つが、2番、3番、5番でございますけども、こちらは、地方創生に効果があったということで、KPI芳しくなかったものの、前進・改善が見られたというような評価でございまして、上から3番目の評価結果ということでございます。この内部評価が少し低かった3つにつきましては、例えば2番のジオパーク、こちらは観光入り込み客数、研修参加者数、目標にちょっと達成できなかったというものですとか、3番の麒麟のまち、こちらは取引件数、観光入り込み客数、目標に達成ができなかった。それから、5番のコンパクトシティでございますが、こちらは通行量ですとか、不動産の活用件数、バス利用者、いずれも目標が達成できなかったというようなことでございます。

それから、一番右列でございますが、外部評価を書かせていただいております、真ん中から下、4番、5番、6番の3つの事業につきましては、総合企画委員の評価としては有効であったというような評価をいただいております。残り1、2、3については、現在外部評価に向けた手続中でございます。それらの事業の詳細については、次ページ以降掲載しておりますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

3ページにお戻りください。3ページの下、2番、今後の予定でございます。本資料によりまして、本委員会に報告させていただきまして、全議員への資料提供により、報告をさせていただくよう予定しております。それから、先ほどもありました現在未実施の、外部評価未実施のものがございますので、追加で行いまして、10月頃に、全議員に追加で報告させていただきたいというふうに予定しております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

では、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。10月の今後の報告を待つところですけども、現段階でKPIの達成状況だけ見ると、3本の柱のうちの1つですね、しごとづくりが、鳥取市は極端にウイークポイントになっているのかなというような印象を受けております。中を開ければ、外国人留学生の施策であるだとか、社会情勢に影響されてしまっているところもあると思うんですけども、今できないはできないなりに、どういう姿を求めてきたのか、今後はどうしていくのかというようなことを、何かの機会、全員協議会までは行かなくても、資料配付のときでも、申し添えていただけると分かりがいいのかなと思っております。以上、意見です。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田でございます。御意見ありがとうございます。この評価結果、評価については、まず、速報版ということで議会のほうに報告させていただいておりますし、10月に、この評価について、一応総括を行います総合企画委員会、こちらの開催を予定しております、そこで、各委員からの御意見も踏まえて、市として御意見を頂いて、もう年度途中からでも取り組めるもの、それから次年度に向けて対応するものということで、しっかり対応させていただくように予定しております、そういったスケジュール感で向かわせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。それでは、これで報告事項を終わります。企画推進部を終わります。ありがとうございました。

【市民生活部】

- ◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、市民生活部に入ります。

まず初めに、鹿田部長に御挨拶をいただきたいと思います。鹿田市民生活部長。

- 鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部長の鹿田哲生でございます。挨拶に先立ちまして、申し上げます。この4月の定期での人事異動ございまして、佐治町総合支所の支所長並びに副支所長、異動ございました。今日出席しておりますので、挨拶に先立ちまして、御挨拶させていただきたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

- ◆吉野恭介委員長 お願いします。

- 下田俊介佐治町総合支所長 はい。失礼します。4月1日付で、佐治町総合支所長を拝命しました下田と申します。今年度初の委員会出席でございます。よろしく申し上げます。3年度は検査契約課長でございましたので、総務委員会としては引き続きでございますが、どうぞよろしく願いいたします。

- ◆吉野恭介委員長 お願いします。はい、下石副支所長。

- 下石直生佐治町総合支所副支所長 はい。失礼いたします。この4月から、佐治町の地域振興課課長を拝命いたしました下石と申します。総務企画委員会、久しぶりでございまして、何分にも不慣れなものでございますので、御指導等いただければと思います。どうもよろしくお願いいたします。

- ◆吉野恭介委員長 それでは、挨拶をお願いします。鹿田市民生活部長。

- 鹿田哲生市民生活部長 はい。改めまして、市民生活部長、鹿田哲生でございます。令和4年の9月定例会総務企画委員会開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会でございますけれども、議案を2つ提案をさせていただいております。まず、議案第112号でございます。令和4年度の一般会計の補正予算でございます。資料にも記載してございますけれども、佐治町総合支所、青谷町総合支所、それと、廃棄物対策課と協働推進課、4つの事業でございまして、一般会計の現計予算、補正総額といたしまして、3,999万5,000円ということでお願いをしたいということでございます。またさらに、債務負担行為ということで、令和5年度、来年度、青谷町のほうで取組をしたいという事業でございます。こういった予算も、併せてお願いしたいということでございます。

もう一つ、議案でございますけれども、議案第125号でございます。鳥取市の過疎地域持続的発展計画の変更ということで、いわゆる過疎計画でございますけれども、御案内のとおり、この今年度4月、福部地域、過疎地域に新たに加わったということでございまして、この過疎計画、これに福部地域で実施している事業、これを新たに加えたものでございまして、変更の必要がございます。法の定めに基づきまして、議会の議決が必要であるということで、今回議案として提案をしているものでございます。

本日は、議案の審議に先立ちましての説明でございます。資料に基づきまして御説明をさしあげたいと思います。またその後でございますけれども、お時間を頂戴いたしまして報告案件、協働推進課の報告案件、1件予定してございますので、併せてお時間頂戴したいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部お願いいたします。下田支所長。

○下田俊介佐治町総合支所長 はい。佐治町総合支所、下田でございます。では、一般会計補正予算の説明をさせていただきます。資料1でございます。2ページを御覧ください。資料1、2ページが一番上でございます。補正予算書は24ページ、事業別概要は41ページの上段です。

款が02総務費、項01総務管理費、目06財産管理費、庁舎管理費の（佐治町総合支所管理費）でございます。補正額が157万5,000円、財源の内訳としましては、全額その他財源でございます。全国市有物件災害共済金の充当ということで考えておるところでございます。これは、令和3年12月からの大雪に伴いまして、総合支所屋上に設置されておりました空調用の配管、電気配線のカバー及び架台が破損をしたものの修繕を行うための経費でございます。5月に総合支所、漏水が見つかりまして、その点検のために、業者さんをお願いしまして屋上に上っていただきました。その際に、今申し上げました空調関係の設備の破損が発見されたものでございます。夏場の冷房の使用には、特段支障はございませんでしたけれども、次の降雪までに修繕をしたいと考えておまして、今回補正ということで、修繕費の補正予算のお願いをするものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中です。資料1の総務企画委員会補正予算説明資料の2ページ、2段目でございます。総務費、総務管理費、企画費、新市域特別振興費でございます。補正額が107万円となっております。補正予算書は24ページ、事業別概要は41ページ下段となっております。詳細につきましては、この資料1の3ページを御覧ください。青谷上寺地遺跡地域利活用運営事業費でございます。

青谷地域では、令和2年度より、青谷上寺地遺跡公園の整備が始まりまして、令和5年の秋には、この資料の右上にございます赤で囲んである部分、この展示ガイダンス施設と、弥生の自然景観体感地区がオープンする予定となっております。この施設のオープンを契機といたしまして、青谷上寺地遺跡や地域の様々な魅力について情報発信を行い、地域振興と活性化につなげていきたいと考えております。

そのため、2つの事業を計画しているところですが、1つ目が、とっとり弥生の王国青谷かみじちフェスタの公開放送の実施でございます。本年11月の13日に、青谷かみじち史跡公園のオープンのイベントといたしまして、とっとり弥生の王国青谷かみじちフェスタを、県

と市で合同開催する予定になっております。この模様を、FMラジオで生中継しまして、施設のオープンについての広報を行うとともに、青谷の魅力的な地域情報を市内全域に発信していくものです。放送の日時は、令和4年11月13日日曜日、10時～15時までの間、2時間程度を予定しております。事業者は、株式会社FM鳥取に委託して行う予定となっております。事業費は、委託料として55万円となっております。

2つ目でございますが、青谷上地朗のキャラクターを活用した広報グッズの製作でございます。本年5月28日に、青谷上寺地遺跡から出土しました人骨を基に復元された、青谷上地朗に似ている人を決めるということで、青谷弥生人そっくりさんグランプリが青谷町内で開催されました。その模様がユーチューブ等で配信されまして、今、青谷地域への注目度が非常に高まっているところでございます。現在、県がこの青谷上地朗をモチーフにしたキャラクターを製作に取りかかっているということでして、このキャラクターの完成後、これを活用したのぼり旗100枚を製作し、青谷地域を中心に設置、また、公用車用のマグネット100個を製作しまして、市役所の公用車に取りつけて、鳥取市内及び青谷地域での施設の知名度向上や機運の醸成を図っていくものでございます。事業費は、同じく委託料として52万円となっております。

これらの経費を合計いたしまして、107万円の補正予算を計上させていただいております。財源は、全て一般財源となっております。青谷町総合支所は以上です。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい。廃棄物対策課、上田です。それでは、引き続きまして、資料1の2ページ中ほどでございます。衛生費、清掃費、清掃総務費のごみの減量化及び再資源化対策費でございます。2,800万円の増額をお願いするものでございます。このごみの減量化及び再資源化対策費につきましては、基本的には、家庭から排出されるごみを持ち出しするときの有料の指定袋、これの製作費、及び各販売店のほうで取り扱っていただきますので、その手数料、そして、作製をしましたごみ袋を保管をする保管の委託料、こういったものが主なものでございます。原油高、原油価格の高騰に影響を受けまして、家庭ごみの有料指定袋の作製に係る経費が、かなり増額をしているという状況でございます。昨年度と比較しますと、1.5倍ぐらいに作製をする経費のほうが増額になっているという状況でございます。今年度予定しております袋の作製が追いつかないという状況がございますので、2,800万円の補正をお願いするものでございます。財源としましては、家庭系ごみ処理手数料、これを全額充てる予定にしております。

続きまして、その下の塵芥処理費のごみ収集委託費でございます。こちらにつきましては、財源の更正でございます。先ほど説明をさせていただきました、ごみの減量化及び再資源化対策費の財源2,800万円、家庭系ごみ処理手数料のほうを増額させていただくということで、収集委託料のほうにも、このごみ処理手数料が財源として使われておりますので、そちらのほうを同額2,800万円減額をいたしまして、一般財源で2,800万円の増額ということでさせていただきたいというところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。同じく2ページ最後の項目で

ございます。予算書 36 ページ、事業別概要書 17 ページ上段でございます。教育費、社会教育費、公民館費、地区公民館施設管理費の（地区公民館改修等事業費）でございます。補正額 935 万について御説明いたします。これは、前回の 6 月において承認いただいた、東郷地区公民館の倉庫新設及び駐車場整備に関連し、今年度中に行う倉庫建設工事費の予算を計上したものです。6 月議会では、倉庫新設及び駐車場整備工事の設計に係る費用を計上し、9 月議会において、倉庫の新設費用を計上することを御説明いたしました。11 月に、倉庫新設工事部分の設計が納品される予定ですので、すぐに建設に取りかかり、年度内に工事を終わられるよう、このたび予算計上いたしました。倉庫は木造平屋建て、床面積は 49.68 平方メートルで、この予算額は、設計納品前ですので、木造建築物の平米単価を参考に概算で算出しているものでございます。来年度は、旧東郷児童館の解体、駐車場の整備工事を行う予定としております。なお、財源内訳は、補正予算額 935 万円のうち、700 万円が一般単独事業債でございます、充当率 75%、235 万円が一般財源でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中です。債務負担行為の概要について説明をさせていただきます。補正予算書では 11 ページ、事業別概要では 49 ページとなっておりますが、詳細につきましては、先ほどの資料 1 の 4 ページと 5 ページを御覧ください。青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金でございます。

現在、青谷高等学校では、青谷上寺地遺跡の歴史資産を活用した新たなカリキュラムを創設しまして、1 年次から 3 年次に至るまで、継続的に青谷上寺地遺跡を素材とした学習体制を整えるなど、近隣他県にない専門的な考古学を打ち出した学校の魅力づくりを行っています。資料の 5 ページにありますように、古代米の田植ですとか、弥生の土器作り、また、遺跡発掘体験などを行いまして、青谷地域の自然・文化・歴史などを掘り下げて学習するとともに、これらについて調査・実験・研究などを行い、課題の追及・解決につなげていこうとするものです。こうした専門的な考古学の学習環境の整備を進めている青谷高等学校に、青谷上寺地遺跡を活用した学習を履修するため、県外から入学した生徒の生活支援を行うことにより、考古学の人材育成、将来の地元就労や地域貢献など、青谷上寺地遺跡を活用した地域振興につなげていきたいと考えております。

事業の内容といたしましては、県外から青谷高等学校に入学し、青谷上寺地遺跡等を活用した地域学習を履修する令和 5 年度の入学生 3 人に対して、鳥取市内に下宿する場合の生活費として月額 1 万円を支給、支援するものです。このたび債務負担行為を要求させていただく理由は、来年度の入学生の募集に際しまして、この制度の周知を図っていくためでございます。令和 5 年度の当初予算に、改めて計上させていただきたいと思っております。補助金額は、1 万円掛ける 12 か月掛ける 3 人で 36 万円となっております。

今後としましては、全国各地の県立高校と、県外の進学を検討する中学生を対象としたマッチングの場であります一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが運営するホームページ、また、鳥取県教育委員会高等学校課のホームページ内にあります県外生徒募集に関する情報を集めたポータルサイト、また、全国 38 局で放送されております県外生徒募集を行っている

FMラジオ「SCHOOL OF LOCK!」などを活用してこの制度を周知し、生徒募集を行っていきたいと考えております。青谷町総合支所は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということであります。

議案第125号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第125号ですね、鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について、執行部説明をお願いします。漆原次長。

○漆原利明次長兼地域振興課長 はい。地域振興課、漆原でございます。議案125号鳥取市過疎地域持続的発展計画につきましては、付議案17ページ及び別冊鳥取市過疎地域持続的発展計画、並びに本日お配りしております資料2の付議案等説明資料2ページを御覧ください。令和4年9月議会に提出させていただいてる鳥取市過疎地域持続的発展計画についての計画の今回の変更趣旨は、令和2年に実施された国勢調査を反映した過疎地域要件の追加公示により、新たな、新たに福部地域が一部過疎の指定を受けたことに伴う計画の文面、表、基本目標の修正、並びにそのことに伴う事業の追加等を行うものです。

主な変更点の1つ目といたしましては、一部過疎地域指定となった福部地域につきましては、令和2年国勢調査を反映した過疎地域要件の追加公示の中で、法制定の前の市町村合併、これは、平成11年4月以降の市町村合併なんですけれども、これに関わる一部過疎、それから、みなし過疎の要件として、人口要件の中期分、平成7年～令和2年の人口減少率が23%以上であること、本市の福部地域の人口減少率は23%となっております。そして、2番目といたしまして、財政力要件でございます。現在の市町村の財政力指数が、全国の市平均0.64以下であることが要件となります。本市の財政力指数は0.52となっております。これらの2つの要件に該当することから、一部過疎地域に今回福部地域が追加となったものでございます。

主な変更点の2つ目といたしましては、令和4年度変更の今回の計画の変更です。この過疎地域持続的発展計画に福部地域の事業を記載することで、過疎債を充当できるようになり、円滑に事業が遂行できるようになることとございます。事業の中身としては、道路区画線整備（海士海岸線）、橋梁補修整備（湯山和田線等）、福部砂丘温泉ふれあい会館設備修繕、福部未来学園グラウンド等整備等を計画に記載することといたします。議会議決後は、鳥取県へ、過疎地域持続的発展計画の協議を行った後に、国、総務省でございますけれども、こちらのほうに計画を提出することとしております。以上が、鳥取市過疎地域持続的発展計画についての説明となります。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明ありがとうございました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、次に行かせていただきます。

地区公民館の幅広い活用に向けた検討について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告事項であります。地区公民館の幅広い活用に向けた検討について、執行部説明をお願いいたします。北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。資料は、続きまして、資料2の3ページを御覧ください。地区公民館の幅広い活用に向けた検討についてということで御説明いたします。これは、本年の2月議会の本委員会において御説明した内容でして、その後の取組について御報告するものです。なお、文教経済委員会におきましても、同じ資料で生涯学習・スポーツ課が説明をいたします。

まず、資料の1、目的等でございます。令和2年2月議会では、検討内容として、地区公民館が果たしてきた学びの成果を生かした住民主体の地域づくりを継承しつつ、地区公民館を地域のアイデアを実現できる、多様な目的で幅広く活用可能な施設へ移行することを検討していきますというふうに御説明いたしました。これは、地区公民館を、より幅広いニーズに対して柔軟にえられる施設とすることで、地域の活性化等につなげていくことを目的とするものです。また、福祉や防災など地域課題が多様化する中で、1つの施設を様々な目的で活用することで、財政負担を抑えながら地域課題の解決等に寄与する施設としていくこととするものでございます。

続きまして、2の検討内容ですが、基本的な方針案を2点に整理いたしました。1点目は、市長部局へ移管することで、福祉や防災など、より幅広いまちづくりの取組に対応できる地域の拠点施設としていくということです。平成20年から、管理運営に協働推進課が担っておりまして、移管において、今の状況と大きく変わらないと考えておりますし、他の部局とも、横断的に、より連携が取りやすくなると考えております。生涯学習事業につきましては、これまでどおり教育委員会が管轄していく予定でございまして、今まで社会教育が担保されるのかということをお不安に思われているところですが、教育委員会と連携しながら、社会教育の担保をしっかり図ってまいりたいと思います。

2点目は、民間事業者等への貸出しや営利活動も可能となるよう、利用対象範囲を拡大するというところでございます。利用対象範囲が拡大するといいますが、現在と同様、地区内の住民の利用を優先していくことを考えております。民間事業者等の利用や営利目的で施設を利用する際は、施設利用料を徴収していく予定でございます。

この2つの方針を踏まえまして、今後細かな点を検討していきたいと思っております。

続きまして、3の検討経過でございます。2月議会以降の検討状況を御説明いたしますと、本年7月、社会教育委員会議で意見を事前に伺うとともに、会議にて、方針案を説明いたしました。また併せて、公民館職員からの意見の取りまとめを行いました。8月でございます。本市幹部で構成いたします協働のまちづくり推進本部会議及び鳥取市市民自治推進委員会で方針案を確認していただきました。また、このような検討内容で、本市ウェブサイト、公式ウェブ

サイトに掲載をするとともに、公民館運営委員会ですとか施設利用者へ、検討経過等について情報提供をしているところでございます。9月以降の予定といたしましては、直近の予定といたしましては、9月下旬に鳥取市自治連合会正副会長会、また10月上旬には地区会長会において、この検討内容を説明する予定としております。

引き続きまして、こういった機会を捉えて、これらの関係機関に情報提供を行いまして、意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

4、今後の予定でございます。この2つの方針案に伴った施設の管理運営に必要な各種ルール、例えば、利用者の範囲ですとか、使用料金の設定などについて、関係者と協議をいたしまして、令和4年度中に、事業の全体像の素案を作成する予定でございます。令和5年度につきましては、新たな条例制定に向けて取り組みまして、体制を整えていきたいと考えております。できますれば、令和6年4月の移行を目指していきたいと思っております。

なお、施設はあくまで市の直営施設として、市の会計年度任用職員が管理運営する施設とし、引き続き地域の取組を支えてまいりたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。報告ということで、今日しかも聞けないので、今日聞いてしまいますが、そうですね、前総務委員会的时候に、名張市に行って、社会教育法の適用を上手に外してっていうのを検討して、やっとここまで来られて、着々と進まれているところを評価したいなというのが、まず1点あります。新条例ということが、今後の予定で出てきたんですけども、私は、現状のルールで規制緩和のような形で思っていたんですけど、新しい条例をつくることで、この非営利目的で使っても無料であったりだとか、そういう細かい細則までを決めてしまうという意味合いなのか、新条例をつくることで、社会教育施設であるけれども、それ以外にも利用ができるというような形で、今の公民館にプラスアルファというような形で思ってたらいのか、その辺がちょっと法律に明るくないので、分かりやすく御説明願えますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。今、想定しているところは、地方自治法に基づいて設置する施設として位置づけていきたいと思っております。社会教育法を外さずに、市長部局に移管ということも可能ではありますが、やはり幅広い活用を目指すところから、そういった地方自治法に位置づけた施設にしていくほうがいいかなというふうに考えておりますが、ただ、その条例の中で、しっかりこれまでの社会教育に基づいた社会教育の部分につきましても、しっかりそこは位置づけていきたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。分かりやすく説明いただいて、ありがたいです。今定例会でも、町内会非加入の方の問題が出てきました。私も町内会長してるんですけども、町内にマンションがあって、その方は町内会に属していない。でも、こういうふうに非営利目的で、地区の自治会に入っていない方でも呼べたりだとか、ごめんなさい、私の町内が集会所持たないので、

遷喬地区に1個の地区公民館しかない。ほかの地域と違うのは、それぞれの分団の集会所使えばいいが言うけど、そもそもそういう建物がないし、新しく土地と費用を出すので、つくってくださいということも言えないような地域は、町なかにもあるんです。なので、こういうふうに、私も本当に規制緩和だと思っておりますので、使えることがあれば、町内会に属してない人との接点も生まれるし、新しい住民自治の在り方が出てくるかなとは思っていますので、これをこの総務企画委員会の議員さんだけでなく、皆さん、議員さんに伝わるように周知してほしいことと、より連動して町内会獲得にも使えるような施策が生まれるはずだということで、検討を続けていただきたいと思います。以上、意見です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと今の加嶋委員の質問と重なる部分があるんですけど、新たな条例っていうところでね。それで、社会教育の部分は教育委員会が引き続き担っていくってことを以前から言われてたように、私は理解してるんですよ。それは、それで、今建物の管理は教育委員会、公民館ってというのは教育委員会ですかね、建物、違いますかね。ああ違う、ああ、もうそっちになってる。その公民館条例で、社会教育法にのっとってっていう、その社会教育法ってというのが、ちゃんと公民館条例、設管条例にちゃんとある、公民館条例にあるんですね。片や、コミュニティセンターに変えたところがありますが、そこは、社会教育法なんて出てこないんですよ。それで利用料金がばあ一つと出てるんですけど。今こうやろうとしてるところってというのは、まちづくりセンターとか、いろんな名前は出てきてますけど、恐らくコミュニティセンター、今既にあるね、ああいうものなんかなと思ってるんですよ。そしたら社会教育法にのっとった社会教育、生涯教育、そういったものが、条例上、さっきちょっとちらっと何か言われたけど、どこに担保されるのかなと思って。今既にあるコミュニティセンターには、そんな言葉は一切ない。公民館条例にはあるけれども、どうも違うことになる。そういったときに、幾ら地方自治法にのっとった施設とはいえ、それイコール社会教育法が含まれてるとは限らないわけでしょう。そこがちょっとね、どうなのかなってというのが、今見えてこなくて、何かやりますやりますだけじゃなくて、何か裏づけみたいなものがどこで図られるのかなっていうのを、今分かるなら教えていただきたいです。

◆吉野恭介委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。細かな点は、今日のこの2つの方向性を御理解いただいたといえますか、御報告させていただいて詰めていくってところではございますけれども、いろんな手法があると思いますが、公民館の役割ですとか、こういった事業を行っていくかっていうところに、社会教育法20条ですとか、そういった公民館が社会教育、そして公民館が行う事業と今まで位置づけられたものを盛り込んでいくってようなやり方が考えられます。そこは、既に市長部局に移管しているような先進的な他の自治体を研究しながら、こういった形が鳥取市には合うのかなってところで考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そうしたら、今公民館条例があって、コミュニティセンターのところはそ

の条例がまたあるんですけど、この今やろうとされてることは、名前はちょっと別にして、今のコミュニティセンターの条例、あそこにほかの施設も入ってくるっていうようなイメージを持っていいのか、それとも、今は2つあるけど、全く別の形として出てきて、今既にコミュニティセンターの分も、そっちの新しいほうの条例で、何ていうのかな、うたわれるというか、盛り込まれるというか、そういう理解でいいのか、どちらですか。

◆吉野恭介委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。今のところ、今、公民館条例に位置づけられている公民館については、全くもう新しい条例にのせていこうというふうに思っています。今のコミュニティセンターの条例とは全く違うところで位置づけていきますので、事業に関しても、しっかり今までの学びを、社会教育を生かした地区公民館っていうところをしっかりと表していけるようにしていきたいと思っています。ある意味コミュニティセンター条例は、貸館がメインだったりしておりますが、この新しい条例は、何ていうんですかね、ソフト面といいますか、その事業を重視していくような内容にしていきたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっとまだ期間があるというか、すぐすぐどうのこうのって話ではないので、また、おいおい、いろいろ聞かせていただきたいとは思いますが、とにかくは、その民間事業者等への貸出しとか営利活動も可能にするっていうことで書かれてるんですけども、やっぱりそうはいったって、公の施設には変わりはないわけで、公の施設を使えるっていうことが、本当に対、例えば消費者だとか、地域の人たちにとって、すごく安心感を与えるものになってしまうので、本当に営利目的の営利の中身だったり、これを、その場所を借りて、何かしようってされるときの中身ですよ、決して全てがいいものとは言いきれない、そういったときに、貸す、貸さないとか、間違っって貸してしまった後、何かあったときとか、そういったこともあり得るので、その何、決まりというか、ルールというか、線引きというか、そういったこともしっかりと検討していかないと、ただ幅広に使えますよっていうことではいけないと思いますので、そういったところはしっかり議論をしていっていただきたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部、鹿田でございます。御意見頂いております、ありがとうございます。合併する前の市町では、同じ建物に公民館条例とコミュニティー条例を両方かぶせてっていうような二枚看板ですね、そういったようなことをやってらっしゃるところもあったように記憶しております。ただ、そういったことをしたほうが合理的ではあるんですけども、はっきり申し上げると、利用形態とかそういったところがグレーになると。そういったようなことがありましたので、合併時には、コミュニティセンターという名目は外してしまっって、公民館条例に統一したといったような背景がございます。

それと、やはりこの戦後の以降、公民館、社会教育というものをどう位置づけるかというような考え方の中でも、この公民館といったようなものが連綿と築かれてきたわけですけども、この問題が出てきた、こういった取組が出てきたという背景は、やはり時代の要請に合ってい

ないといったようなことでございまして、1つには、そもそも市役所の庁舎を市民の皆さんの一般の目的のために貸し出すかといったようなことも、一昔前では全く考えられなかったんですけども、この庁舎はそういったことも可能になっていると。一方では、合併前の話を申し上げましたけど、あるところでは音楽教室をやったり、そういったようなことをやってるんですけど、じゃあその条例上、利用料が徴収できたかという、そういうわけでもなかったと。ちゃんと適正なお金の管理はしてらっしゃったんですけども、正式にですね、本来ですと、条例決めて手数料幾ら、使用料幾らといったようなこと決めていないといけないのに、それを暗黙の了解でやってらっしゃったということもございます。先ほど副委員長、御指摘ございましたけども、どういった方にどういう目的で使っていただくかといったようなことは、当然考えていくべき問題ですし、先ほど、例として、学習教室の話もしましたけど、当然市民の皆様のご要望に基づくものであるということは大前提ですし、先ほどの加嶋委員、御指摘ございましたけども、そういう地域の皆様、今までは使えなかったけども、使っていただけるような目的、こういったことに当然特化するというのは、当然考えていくべきことですし、既にこういう場合が想定できるのではないかとというようなことがございます。

それと、もう一点申し上げるならば、今の公民館の利用形態も、若干の制約がかかっていて、あまり公明正大には言えないような部分がございます。といいますのが、事務所と部屋とは別扱いということでございまして、例えばですけど、職員が常駐している時間と利用時間というのは、実は別であるということは、非常に説明がしづらいところがございます。本場でセキュリティー上問題があるかないかとか、何かあったときにどうするんだといったようなことが、非常にグレーにはなっているんですが、それは信頼関係といいますか、地元の皆さんが使われるからということで、使っていただいているということもあったりしまして、非常にやりにくいなど、一言で申し上げると、端的に申し上げると、そういったような状況でございます。

これをコミュニティセンター化することによって、今までの公民館機能というものは維持しつつ、新たな利用展開、こういったものも考えていくべき時代なのかなということで、もうかれこれ十五、六年やってますし、先ほど名張の例おっしゃいましたけど、そういったところの勉強もしました。島根辺りにも行って、いろいろ研究はしまして、もうかれこれ20年近くなるのではないかと思います。ようやくここまでこぎ着けたといったようなところでございます。

副委員長から御指摘ございました点も十分踏まえまして、また改めて御説明いたしますし、また、これ委員会分かりますけども、やはりさっきおっしゃいました、全ての議員に御説明さしあげるべきであろうということでの考えも持っておりますので、全員協議会など、そういった場を通じて、全ての議員の皆様にも御意見頂くような、そういった場も考えておりますので、そういったことで御承知いただければと思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかよろしいですか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、ないということですので、これで、市民生活部を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

【出納室】・【市議会】

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、出納室・市議会に入ります。

早速ですが議案の説明に入ります。議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部お願いいたします。保木本事務局長。

○保木本英明市議会事務局長 はい。市議会事務局の保木本でございます。市議会事務局で、このたびお願いさせていただきますのが、補正予算なんですけども、市議会におきます行政視察なんかの調査研究費の減額についてお願いをさせていただきますものです。詳細につきましては、植田局次長のほうより説明をさせていただきますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 植田局次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。そういたしますと、市議会事務局、植田です。では、説明のほうをさせていただきます。予算書のほうが24ページ、それから、お手元の資料、説明資料は2ページを御覧ください。先にお配りしているものは、事業別概要書、ページが17ってなっておったかと思えます。すみません。ちょっと数字誤りがございまして、40ページということなので、お手元の分、訂正のほうをお願いいたします。なので、お配りの資料については2ページ、予算書については24ページ、事業別概要は40ページということになります。

先に、6月の代表者会議で方針が決まりました。この委員会の中でも協議・検討をいただいて、見合せという方針を出していただきました。令和4年度の委員会視察に関する経費の減額ということでございます。縮めて532万です。常任委員会の行政視察分が320万、それから、議会運営委員会の行政視察分が115万円、特別委員会の、跡地の分ですが、97万円ということになります。はい。説明等以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、それでは、報告に入ります。

公金の運用状況について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 公金の運用状況についてを、執行部説明お願いいたします。中村出納室長。

○中村理人会計管理者 会計管理者、中村です。本日は公金の運用状況ということで、これ毎年、この決算時期ですね、こういったときに鳥取市の公金の運用状況を説明させてもらってるものがございます。座ったままで、説明させていただきます。資料を御準備させていただいています。公金の運用状況についてということで、こちらのほうは、毎年この時期に公表を行っております。

1番の歳計現金の運用状況から説明させていただきます。市の収入と支出に係る現金を普通預金で管理しまして、日々の支払いに充てています。収入が多くて支出が少ない時期などに、残金に余裕があれば、定期預金による運用を行っております。ここ3年の定期預金の実績としまして、下の表に定めておりますけども、令和元年度までは、大体100、200億ぐらい定期預金をやっております。平均預託残高106億、利息収入も440万といったことになっておりますが、令和2年度からは、コロナのやっぱり影響がありまして、資金の残高に余裕がなくなってきたております。3年度は、定期預金は全く行っておりません。今年度も、定期自体は、やはり制度融資などの増などにもよりまして、定期もゼロの予定というようにしております。

それから、2番目の基金の運用状況についてお知らせします。令和4年の8月末現在、直近ですけども、36基金ということちょっと書いてありますけども、鹿野町の鹿野財産区の基金も合わせまして、37基金ということで訂正させていただきます。総額164億6,492万3,427円が設置されておまして、基金は、地方自治法第241条第2項の規定によりまして、確実かつ効率的な運用をしなければならないとされており、鳥取市におきまして、鳥取市債券運用指針に従いまして、基本的な事項を定めております。それによりまして、預金・有価証券、具体的には国債・地方債等を基本に運用しております。令和元年、令和2年、令和3年度ということで、各表において掲げておりますが、これは年度ということで、3月末現在の運用額、運用益、利率を表しております。3年度につきまして、預金、定期預金ですけども、こちらについては、農業振興基金、これ毎年です、2億3,000万定期預金をしております。6万8,000円、利率は0.03%ということで運用しております。

また、債券です。18億9,941万3,000円、運用益としましては2,084万8,000円、利率は、ここに掲げているとおりでございます。この債券の詳しい中身につきましては、3ページにあります。基金で保有する債券の一覧表ということで示しております。鳥取市債券運用方針によりまして、国債、地方債、地方金融機構債、政府保証債を対象に選択しております。平成27年度に19銘柄、平成28年度に1銘柄を購入して、令和元年の8月5日に一部、1銘柄ですね、1銘柄を売却しております。現在は19銘柄ということで、現在のところまでは動きがないということになっております。券面の金額トータルで19億というふうになっておまして、一部1銘柄ですね、1銘柄、アンダーパーといいまして、運用金額と券面の金額ですね、券面金額を一部、9,941万3,000円、1億を9,941万3,000円で購入した結果、トータルでは18億9,941万3,000円ということになります。運用益は、先ほど言いました2,084万8,000円ということで、3年度は出ております。

そのほかですが、預金、債券運用のほかにも、貸付運用として土地開発基金、こっちは、ここには載っていませんけども、土地開発基金、鳥取市土地開発公社への貸付けとして運用しております。

それから、基金から歳計現金へ不足が生じた場合に、0.003%というかなり低い利率で繰替え運用を行っております。参考ですけども、2ページ目ですね、2ページを見ていただいて、これは、令和4年8月末現在の直近の運用の金額を掲げておまして、全部で37基金で、繰替

え運用、預託、先ほど言いましたJAの預託ですね、それから、貸付運用として17億4,500万、それから、債券運用として18億9,941万3,000円と、トータル164億6,492万3,427円というような形になっております。説明につきましては以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等がありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。その農業振興基金で、この2ページのが直近の数字で、これが2億1,000万なんですけど、令和3年度は2億3,000万というのは、これ、毎年毎年金額が変わるってことなだけけど、どういうことで変わるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村室長。

○中村理人会計管理者 出納室会計管理者、中村です。こちらにつきましては、毎年JAさんと契約をしながら結んでおりますので、一定の金額ではありません。毎年交渉とのやり取りによって、数字を決めておるところでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。何を基にした話合いで、金額って決まるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 井上室長補佐。

○井上拓也出納室室長補佐 基金自身の使用目的というか、必要なものにこの資金、基金を充てていくんですが、そちらの事業に必要なお金を基金から取り崩して使うというときには、この基金から崩して、残った部分を積んでいくというようなことで、この担当課のほうで検討して、金額を決めてるということになります。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 だから、その時々その事業によって、JAさんと話合いをして、どんだけ取り崩すかみたいな話から金額が出てくるということですね。

◆吉野恭介委員長 中村会計管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。はい、そのとおりです。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。意見だけです。非常に低い金利で、0.03で預託という表現があったんですけども、預託先がある以上、数字だけでいいのでないのかなと。所見というか、そういうのはあまり望ましくないのかなと感じました。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御意見ということで。はい。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。ないということですので、これで、総務企画委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時26分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28号第1項の規定によりここに署名する。

総務企画委員長

令和4年9月定例会 総務企画委員会

(議案説明、請願審査、報告)

日 時：令和4年9月7日(水)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

総務部

◎議案【説明】

- ・議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】
- ・議案第121号 鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・議案第122号 鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部改正について

◎報告

- ・報告第16号 令和3年度の決算に基づく健全化判断比率について(行財政改革課)
- ・報告第17号 令和3年度の決算に基づく資金不足比率について(行財政改革課)
- ・個人情報保護制度の見直しについて(総務課)
- ・鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎解体(地階)工事の進捗状況について(財産経営課)

◎請願【質疑・討論・採決】

<請願(新規)>

- ・令和4年請願第3号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願

企画推進部

◎議案【説明】

- ・議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

◎報告

- ・報告第15号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について(政策企画課)
- ・旧本庁舎等跡地活用の検討状況について(政策企画課)
- ・「第2期鳥取市創生総合戦略」及び「地方創生推進交付金事業」の令和3年度実績報告について(政策企画課)

↓裏面があります↓

市民生活部

◎議案【説明】

- ・ 議案第 112 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算（第 5 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 125 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

◎報告

- ・ 地区公民館の幅広い活用に向けた検討について（協働推進課）

出納室・市議会

◎議案【説明】

- ・ 議案第 112 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算（第 5 号）【所管に属する部分】

◎報告

- ・ 公金の運用状況について（出納室）